

第三十九回 参議院農林水産委員会會議録第七号

(七二)

昭和三十六年十月十七日(火曜日)

午前十四時四十分開会

委員の異動

本日委員亀田得治君辭任につき、その補欠として高田なほ子君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 仲原 善一君  
理事 石谷 憲男君  
櫻井 志郎君  
亀田 得治君  
森 八三君

委員

青田源太郎君  
植垣弥一郎君  
岡村文四郎君  
河野 謙三君  
重政 庸徳君  
田中 啓一君  
高橋 衛君  
藤野 繁雄君  
大河原 一君  
北村 暢君  
清澤 俊英君  
棚橋 小虎君  
千田 正君  
北條 雋八君

政府委員

法制局長 吉國 一郎君  
農林政務次官 中野 文門君  
農林省農林局長 坂村 吉正君  
農林省農林局長 坂村 吉正君

農林省畜産局長 森 茂雄君  
事務局側 常任委員会 安楽城敏男君  
専門員 農林省農林局長 松岡 亮君  
農林省農林局長 鈴木 一美君  
農林省畜産局長 保坂 信男君

説明員

農林省農林局長 松岡 亮君  
農林省農林局長 鈴木 一美君  
農林省畜産局長 保坂 信男君

本日の會議に付した案件

○家畜取引法の一部を改正する法律案  
(内閣提出)

○肥料取締法の一部を改正する法律案  
(内閣提出、衆議院送付)

○家畜商法の一部を改正する法律案  
(内閣提出、衆議院送付)

○家畜改良増殖法の一部を改正する法律案  
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(仲原善一君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

家畜取引法の一部を改正する法律案(閣法第三七号) 参議院先議を議題といたします。

この際、中野政務次官から発言を求められておりますのでこれを許します。

○政府委員(中野文門君) 中央卸売市場法における類似市場の規制と家畜取引法の一部を改正する法律案における市場外取引の制限との関連につきまして、先般の委員会ではいろいろとお話が

ございましたので、ただいまからその見解を申し上げて御了承を賜わりたいと思ひます。

去る十三日の本委員会におきまして、家畜取引法の一部を改正する法律案の審議の際に、北村委員から御質問のありました中央卸売市場法における類似市場の規制と家畜取引法の一部を改正する法律案における市場外取引の制限との関連について、農林省としての見解を申し上げたいと思ひます。

中央卸売市場法につきましては、現行の中央卸売市場は、開設し得る地域としては指定区域、開設者としては地方公共団体に限られ、また開設の認可にあたりましては、その位置、用地の面積、建物及び施設の種別及び構造等を定めた事業計画書、取り扱い品目、使用料、手数料等を定めた業務規程を提出させて適当なものを認可することとし、このような特定なものについて中央卸売市場法に基づく助成及び規制を行なうこととしております。このことは、中央卸売市場が生鮮食料品という一般消費者に日常必要な物資の卸売を行なうために開設される市場であることにかながみまして、その他の市場の開設を否定する建前をとっていないものと考えられます。

このような制度を前提といたしまして、現行の中央卸売市場法において類似市場を禁止することは困難と考えられます。

次に、中央卸売市場は、その規模、機構、集荷能力等のすべてにおいてその他の市場に優越するものであり、ましてその業務の健全な運営に重大な影響を与えるような類似市場が発生することは考えられませんので、これを禁止しなければならないような事態は生じ得ないと思ひます。

したがって、現行の中央卸売市場法における類似市場の規制措置届出及び変更命令——で対処する立場をとっているものであります。

一方、家畜取引法の一部を改正する法律案の家畜市場の開場日等における市場外取引の制限の規定は、主として産地家畜市場及び集散地家畜市場について、その開場日及びその前後の日において、市場周辺の道路及び空地におけるいわゆる市場外取引の弊害が著しく、このためこれらの家畜市場における家畜取引の業務の健全な運営がややもすれば阻害されることが多かったため、今回新たに設けることとしたのであります。

したがって、この規定による規制は、既設の家畜市場の周辺における新たな家畜市場等の市場の開設を禁止するものではなく、家畜市場の開場日及びその前後の日において家畜市場からおおむね千メートル以内の周辺の区域で当該家畜市場の業務の健全な運営を確保するため必要最小限度の場所を知事が指定して、その場所における家畜取引業者による家畜取引の行為を原則として禁止するものでありまして、きわめて限定的なものでございます。

以上、御説明申し上げます。

○北村暢君 ただいまの回答は、おのおの法案の説明をされただけのことです。私にはその理解がいかなないので、いずれも公正取引をするという点に重点があることは、ただいまの説明でもわかるわけなんです。その公正取引をするという点を重点とするならば、中央卸売市場法における類似市場というものは、確かに家畜取引法ではいわゆる産地市場、集散地市場、その市場指定区域は、確たるものがないにしても、その周辺地域は市場というものができる気づかいがないのだ。そうだとするならば、家畜商法によつて個人の売買というものを認めておる限りにおいて、そういう点からいけば、私は公正取引をするという度合いからいけば、さらに個人の取引であるから、これは規模においては小さいにきまつておる、しかし類似市場の場合は一定面積のもので、それより小規模のものももちろん自由であります。区域内であるうと、何であらうと、自由に取引やつて差しつかえないわけなんです。類似市場といえどもこれは無制限ではないので、一定規模のものについては類似市場として届出をする。それより小規模が小さいものについては自由で取引できる。そういうことになつていくわけなんです。でありますから、その類似市場といふものは、家畜取引の場合よりも、より私は公正取引という面からいけば、これは害がある。こういうふうには判断するのです。ですから

ら、簡単なものであれば、中央卸売市場の場合は、類似市場以外の小規模のものは自由にやって、届出も何にもさせていない。そういうことなんですか、家畜取引法における場合も、そういう小規模のものに、そういう道路上でやったり何かするものは、大々的にやったり何かするわけにはいかないわけですから、そういうものであったとするならば、類似市場さえも禁止できないものが、ごく小規模な簡単な取引というもので禁止するということは、私は、私程度の問題からいえば、公正取引の問題からいけば、非常に片手落ちじゃないか、このように思うのです。ですから、今の説明では、両方の法律の説明をしただけで、憲法でいう営業の自由というものを禁止できないのだという点の点からいって、中央卸売市場法ではそういうことは禁止できないのだ、こういうのですけれど、私も、私も公正取引という面からいけば、できると、こう考えておる。家畜取引法の場合も禁止できるくらいであるから、中央卸売市場法においても禁止できるのだ。私は家畜取引法の禁止しているのを不賛成ではないので、賛成なんです。賛成なるがゆえに、中央卸売市場法も、これは類似市場というものを認めるべきでない、こういう考え方を。ところが、それは農林省の見解ではいかぬというから、そういう、公正取引により重大な関係を持っている類似市場さえ禁止できないのに、家畜取引法で簡単な小規模な取引まで禁止できるということになると、これは営業の自由というものを保障している憲法の趣意からいって、非常に片手落ちでないかと、こういうふうに

思うのです。どうなんでしょう。○説明員(松岡亮君) ただいまの北村委員の御指摘の点は、まず第一点として、家畜取引のほうは、取引行為の一次的制限を考へておるわけでございしますが、一方御指摘になりました類似市場のほうについては、営業の禁止またはきびしい制限ということを御指摘になっておるようでございます。その間、若干の相違があるかと思ひます。つまり憲法上の営業の自由に触れる問題としては、類似市場の開設そのものを禁止するという事になりますと、これはかなり問題になるわけですが、現行の規定でもそれを発動することは非常に困難な問題があるかと思ひます。ところが、家畜取引法のほうは、取引行為そのものを一次的に制限するということでございますので、その間には相当な差があるかと思ひます。また具体的に申しまして、類似市場と中央卸売市場との関係は、中央卸売市場は、一方において国や地方公共団体の規制を受けることも助成を受けておりまして、現在における生鮮食料品の取引量の、まあ、指定区域におきましては大部分を扱っております。ところが、類似市場の取り扱い量はそれに比較いたしまして微々たるものでございします。たとえば東京の江東地区で申しますと、東京卸売市場の江東分場の取り扱い金額は大体年間三十億円に上るのがありますが、ここにある類似市場の取り扱い量は六千万円程度でございます。その影響というものはほとんどない。実体的に申しましてはこれにきびしい営業の禁止あるいは制限をするということとは、今のところ考えられませんが、困難である、まあ、か

うに考へておるわけでございます。○北村委員 中央卸売市場が公共的性質を持つておいて、開設者が地方公共団体である、しかも補助をする建前からいって、相当な取引上における厳格な取り締まり規定があるわけですね。それに対して、類似市場に対しては何らの規定というものはない、自由取引である。そういう点からいって、これはそういう公共性とか、公共団体がやうな形に、類似市場は今取り扱いは高がわずかだと言いが、実際問題として荷引きをするにしても、あるいは小売りに売った場合にいろいろな奨励金みたいなものをつけておいてやっておる実態でしょう。そうすれば、隣りにそういうものがあれば、中央卸売市場は非常に厳格な中において、手数料だけでやっていけたら、実際問題としてできないことになってくる。取引量の問題で、あなたはそういうふうにおっしゃるけれども、札幌の中央卸売市場の隣りに中央卸売市場より規模の大きいものができて、それがどういふふうな中央卸売市場の運営に大きな影響を及ぼすかという事は、これは非常に大きな問題なんです。あなたの申すように江東の例を出されたけれども、もっといい例もあるんですよ。類似市場があつて、公正取引の面において非常な大きな支障を来たすという、ほかの例がたくさんある。そういうものを出さないで、江東の取引所だけ出してそういう答弁をされても、これは私は理解できないと同時に禁止で

きなくとも、今の届出制を許可制にするとはできないかという問題もあるわけですが。許可制にするという事を私どもは要望しているのですけれども、届出制よりも許可制のほうが、許可制にすれば、ある程度は許される、これはもうどうしても今の憲法の規定の点からいって規制できないために、中央卸売市場の取引そのものがやはり乱されておる。場外で類似市場があつて、いろいろな奨励金を出して荷引きをやる特殊なものがあるとなれば、奨励金を出してやるといふなら、そつちのほうへいきますよ。そういうものを自由にしておいて、中央卸売市場だけ適正、公正な取引をやりたいといつても、これはできないですよ。いろいろな、わずかばかりの補助金を出しているだけであつて、それができないという事は私は非常に納得いかぬし、今家畜取引法のほうは、まあ取引の面からいってどうかというのですが、もちろん類似市場に類する大きな別の市場ができて、そこで公正な取引をやっているというのでなくて、道路ばたとか何とかで、それも手数料を払うのを簡略にするというふうなことがそこできている、手数料を払わなくても取引ができるような程度、そういう程度の、道路で取引ができるような簡単な取引でしよう。そんなものだったならば、中央卸売市場ならば届出制にする必要もない、自由に認めているのですよ。ある程度の規模以下のものは類似市場として届け出る必要はないわけでしょう、政令で定める坪数の以下のところは、だからそういう小さな取引は禁止するどころの騒ぎではない、届出制もしないし、自由

にやうて、これを何ら取り締まる規定がないわけですよ、中央卸売市場の場合は。ところが家畜取引法の場合は、これは道路上でやる取引ですから、そんなにばらばらなものをやるはずはないのですよ。しかし、まあその業者が非常に多いということで、まあ取引する一件当たりの量は少ないだろうけれども、頭数は少ないだろうけれども、数多くやられるといううな点は若干あるかもしれない。あるかもしれないが、それを禁止するということができるくらいであつたならば、はるかに公共性のある生鮮食料という、重大なこの取引をやる、そのためにこそ中央卸売市場として特に取り扱っている、この公正取引をやるために必要だからやうておる中央卸売市場で、その許可制なりある程度の自由な取引の規制ができないという事は、私はこれはどうして今この取引法との関係からいって理解できないのです。ほんとうにそう思つておられるのですか。○説明員(松岡亮君) ただいまお話がありました点につきまして、それはいいけないと、あるいは反対だとか申し上げますよ、実体的には中央卸売市場に對しまして助成をし、またいろいろな形で指導を加えてその規模も大きくし、漸次伸びて参つておりますが、さらにこれを発展させるといううな方向で解決したいというのが私どもの気持ちでございます。しかしながら、それと同時に、さつきも申し上げましたように、許可制または登録制にすることは絶対に不可能だという点については問題はございしますが、それよりも、とにかくこれを、営業を一般的に制限するという事にはよほどの理

由がなければならぬ。公共の福祉に非常な有害な影響のおそれがある、そういう特別の事由が考えられる場合に許可制をとる、そういうようなことが必要ではないかと思われまふ。ところが先ほど申し上げましたように、札幌の例を引かれましてけれども、札幌でもなるほど類似市場の問題はかなり問題にはなつておりますけれども、やはり中央卸売市場の取り扱い高に比べますと、ずっと問題にならぬ程度に小さいのでございます。そういうこともございまして、やはりそこはもう少し実態について、これはどうしても有害な影響があるというところを見きわめませんと、そこまで踏み切ることとはかなり問題があるのではないかと思います。特に中央卸売市場の取り扱い品目は生鮮食料品で、国民の日常生活に直結いたしております。ほとんどどこでも自由に売買できる状態に置くことが望ましくもあり、それが実態でもございまして、類似市場なるがゆえにこれを一般的に許可制にするとか、あるいはさらに進んで禁止するということにつきましまして、やはり相当な実体的事由を必要とする、かように考えております。

○北村暢君 どうもそういう答弁では納得できないのですが、まあこれは中央卸売市場法がかつたときにやりますがね。ですが、現実にはそういう指導をするというのだったら——指導もやっておられるわけですよ。ところが江東の市場を見てもわかるように、まだ江東市場は建設している、そのやきにもうすでに隣に類似市場の予定地を買つて、そして類似市場を開設する、そういう実態があるわけですよ。

う、こういう今まで幾つか卸売市場がたくさんあつて、そして新たに中央卸売市場ができる、どうしても統合ができなくて残つたとか、あるいは従来から類似市場がある、そういうものについて、今直ちにやめろといつても、それはもうなかなかむずかしいものだ。今度のは何か吸収するような法律改正もやつたようですけれども、そういうような実態にあるならまだ話がわかるのですけれども、新しい中央卸売市場が今できるという所の隣にすぐ類似市場ができる、黙つて見ていなければならぬわけですよ。混雑することもあるからぬわけですよ。公正取引の妨害になることもわかつておる。行政指導でもできないわけですよ。類似市場ができて黙つて見ていなければならぬのです。今のところ、届出さえすればいいのですから。そういうばかげたことはあり得ないと思ふのですが、それは公正取引に、量だの何だの全然取引に支障がないというなら別です。あなたの方からおしやられるけれども、中央卸売市場法に基づいて中央卸売市場で適正に取引が行なわれているかどうかというところ、行なわれていないかどうかですか。そういうものがあるために行なわれていないのですよ。今の法律改正やつたからといって、業者は笑つてゐるのですよ。大体公正取引なんて、こんな法律作つたつて法律なんか守らないのだ、守らないような法律を作つたつて、それはあなたしよるがないのだと言つておられますよ。それくらい公正取引が、国民生活に重大な関係のあるこの生鮮食料の取引が、中央卸売市場という市場で適正に行なわれていない。行なわれていないなら文

句は言わない。行なわれていないのです。行なわれていないのに支障がないという理屈はないでしょう。適正取引が行なわれるように、やはり類似市場というものに何かの規制を加えるということは……。あなた今、届出制なり許可制なりなんて全然できないというところはなんでしょう。重大な支障があるというならば、公共性なり公正取引の上において重大な支障があるというならば、これは何か規制処置ができる、そういうこともあり得るだろう、こうおっしゃるなら、現実の問題としてそういうことはあり得る。これは公正取引が中央卸売市場で行なわれていない。行なわれていなければいい。行なわれておるなら、それがあつても、なおかつ規模が大きいし、それから信用度からいっても類似市場なんか問題なしに公正取引が行なわれているんです、こういうことならいいんですけれども、そうじゃないんです。そうじゃありません。公正取引が現実に行なわれていない。そのために、だいたい何回か中央卸売市場法を改正して参りましたけれども、今日なおそれで公正取引が行なわれていないんです。それは、やはり、この類似市場という自由は、認めているものが隣りにすぐあるからそういうことになる。ですから、私はそういう点からいへば、やはり何かの規制処置を講ずべきであるというふうに思ふんですが、これが憲法の営業の自由の点からいって禁止規定はできないんだと、こういうふうな言い逃れをしておるんですけれども、何か私どもはそこに割り切れぬものがある。まだこの市場関係の中には、旧来の慣行であるとかく親分子分式なものがあつて、そしてそれらの圧力によって行政がうまくいかない実態にある、こういう状態ですよ。これをやはり取引というものを近代化して合理的にやつていくというところは、これは行政庁として、農林省が監督官庁として、しかも法律に基づいてやつていく場合にあって、私はもう少し思い切つたやはり政策なり行政というものをやるべきだと思ふんです。これはもうそういう取引にできてないですよ。したがって、まあ生鮮食料というわけでもない、今の家畜なんていうものは今どうのこうのというわけじゃない、もちろん衛生的からいっても何かからいっても、それは生鮮食料の鮮魚や何かの取り扱いなおんからいって、もう全然違うんです。そういうものでしたらメートル以内の取引を禁止するというのができるわけでしょう。しかも一方においては、家畜商法という法律があつて、七万なんぼの個人の畜取引の登録した業者がおる。そういう人の取引というものは自由なんです。自由である反面において、その市場の公正取引、しかもそれは公共団体ばかりでない。大部分のものは、農業協同組合とか、公共団体というふうなものはごくわずかでしよう。そういう自由な市場ですよ。中央卸売市場から比べればずっと自由な市場ですよ。それに対して周辺について制限規定が設けられるというのに、それよりかはるかに重要度の高い中央卸売市場に制限規定ができないというところは、これはどう考えても理屈が通らないと思ふんですが、お憲法の解釈からいってどうなんですか。憲法の解釈からいって、どうしても中央卸売市場の営業の自由ということで禁

止規定が設けられないということなんですか。どうなんですか。

○政府委員(吉岡一朗君) 内閣法制局の第三部長であります。ただいままでの御質疑と、これに対する農林省の答弁で、政府側の見解としてはもう尽きておると思ひますけれども、補足的に申し上げます、憲法では第二十二條で職業選択の自由を保障し、また第二十九條で財産権を保障しておりますので、これによりまして、憲法のあらゆる通説といたしまして、営業の自由が日本の憲法においては保障されておるといふことになつております。その営業の自由といへども、あらゆる場合にいてすべて侵害できないといふことではございませんで、憲法の第二十二條でも、国民に保障された自由と権利とは必ず公共の福祉のために利用すべき責任を負うといふことを規定してございまして、また第十三條においても、国民の生命、自由及び幸福追求に対する権利につきましては、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とするといふことがありますが、それはあくまでも公共の福祉に反しない限りであるといふことがございまして、公共の福祉上の要請がございしますならば、営業の自由といへども合理的な制限は可能であるといふことが、これまでたゞいままでの憲法學上の通説でございまして、いかなる場合も具体的に営業の自由を制限し得るかというところは、その固々の場合につきまして、具体的な事情をそれぞれ比較考慮いたしまして決定しなければならぬ問題でございまして、抽象的に申し上げることははなはだしく困難でございしますけれども、この中央卸売市場におきます類似市

場の問題につきましては、これは政府側のあるいは見解が、実体認識として問題があるという御意見があるとも存じますけれども、政府側の実体認識といたしましては、類似市場が存在することはもちろん認めておりますけれども、その類似市場によりまして、中央卸売市場というものの機能が害せられまして、生鮮食料品の公正な価格の決定が阻害され、したがって生鮮食料品の適正かつ円滑な配給に支障を生じまして、国民生活に重大な影響を与えるというような事態はないというのが、政府側の認識でございます。もしもその類似市場の存在によりまして、中央卸売市場におきまます生鮮食料品の取引に、今申し上げたような重大な支障が生じましたような場合におきましては、これまた類似市場を設けていこうというそのこと、そのもの、あるいはその類似市場の中におきまます卸売業者等の活動につきましても、その営業の自由を制限して、一定の規律に付せしめる必要が生ずるかもしれません。ただいまのところでも、第二十三条におきまして、類似市場に対しまして農林大臣が一定の監督命令を發することができるようになっております。これは御承知のように、類似市場におきまます業務の公正を確保し、または類似市場において卸売の業務をしております者に対しまして、販売もしくは販売の委託をなす者を保護する必要があるという場合に限られておりますけれども、一定の範囲内におきまます監督命令は認めておりまして、これに対しまして、その命令をきかない者に対しては業務の停止を命ずる。業務の停止にさらには違反する場合においては刑罰を

もつて臨むという体制になっております。これをさらに北村委員の仰せられますように、許可制にするというようにすることも、前提条件が変わりますけれどももちろん可能であると思ひます。先ほど申しましたように、類似市場における卸売業者等の活動によりまして、中央卸売市場におきまます生鮮食料品の適正かつ円滑な配給機能というものに重大な阻害をせられまして、国民生活の安定に重大な支障を生ずるというような事態が生じます場合には、その類似市場の営業というものを制限しなければならぬ。その制限の方法として、一定の基準に該当する者しか許可をしないとか、あるいは原則として禁止的な態度をとるとか、あるいはまた、そのまじでいかなうで、軽い気持で許可基準を設けて、いわば登録制度に近いような範囲内の許可制度をとりまして、許可した上でそれに対して一定の規制を加えるというふうな、いろいろな方法が考えられると思ひますけれども、それはあくまで営業の自由というあの憲法で保障しております態度と公共の福祉とかね合ひの問題でございます。おきまして、ただいままで政府で考えておりますのは、類似市場というものと、いへども営業の自由を保障せられていゝるわけでございまして、その保障を今よりも侵害するに足るだけの前提条件はまだ熟していないというのが政府側の認識であるというふうにお考えいただきたいと思います。

○森八三一君 今の説明で了解しますが、そうすると、私はこの二十七条の改正は賛成なんです、法制局の見解でいくと、家畜の取引について千メートル以内云々ということは、公共の福祉に反するといふ度合いが生鮮食料品の場合より強い、こういうような見方を持つておられるのですか。

○政府委員(吉國一郎君) この家畜取引法の一部改正によりまして、第二十七条の二の規定を置きます点につきましては、先ほど農林政務次官からお話がありましたとおりの説明でございますが、これも補足的に申し上げますと、産地家畜市場及び集散地家畜市場の開場日とその前後の日において、その市場周辺の道路等におきまして市場外の取引の弊害が著しく強い、その弊害によりまして家畜市場における家畜の公正な価格の形成が阻害されておる、その阻害されておることによって生じます弊害が、その周辺におきまます一定の期間内のかつ一定の地域内の市場外取引を禁止することに生ずる害よりもむしろ大きいというところで、その市場外の取引を一定期間一定の地域について禁止することに、一定の公共の福祉が保障せられるという見解をとつたわけでございます。

○森八三一君 僕の間きましたのは、生鮮食料品の場合に類似市場なりあるいは類似市場よりもっとこまかい取引というものが市場の周辺において行なわれておる、それによつて生ずる公共の福祉の阻害と家畜取引の場合における開場日その前後の間に市場外において取引をするというものの弊害と比べてみて、生鮮食料品の場合にはまだ禁止に値しない、それほど公共の福祉を阻害しておらない、家畜の場合にはそれが非常に顯著だからこういふ地域を限つてやるといふように理解されておるかどうかということなんです。生鮮食料品の場合には非常にこまかい取引が現に存在してゐる。それは市場における公正取引を阻害もしないし、公共の福祉にも反しない、こう理解せられる、だから禁止ができません。だが家畜の場合には千メートル以内で開場日の前後に行なわれると非常に公共の福祉に反するから禁止をするというように受け取つた、こういうことでしょうか。

○政府委員(吉國一郎君) 今のお話でございますが、その営業の自由を侵害いたします場合に、その侵害によつて得られます公共の福祉上の利益と申しますか、それと、その侵害そのものの大ききの比較考量の問題でございます。したがって、家畜取引法の今度の二十七条の二によつて、公共の福祉上一定の侵害が考えられて、公共の福祉に対する阻害が生じておるの、その阻害をなくするために、いゝば営業の自由を侵害するわけでございしますが、それと、それから中央卸売市場の類似市場の問題と並行的に比較することは私は困難ではないかと思ひます。中央卸売市場の場合には、許可制等によりまして制限を加えなければならぬ程度に類似市場によつて公共の福祉が阻害されておるといふことがないというふうな考慮しておるわけでございます。したがって、家畜市場におきまますこの場外取引の問題と中央卸売市場におきまます類似市場の問題とを直接に比較するということは、ちよつと私は困難ではないかと考えております。

○森八三一君 どうもそこところ明確に……第二十七条の改正は私はけつこうと思つておるのです。もう少し強くしてもいいくらいに思つておるのです。聞き方が非常に、是と信じておることが非というふうなふうに聞こえるような説明の仕方があるので、苦しんでおられると思うのですが、このことが、憲法にいう営業の自由を認めておる趣旨にはこの改正が反しないのだといふことであれば、生鮮食料品のような場合に、類似市場以外においても取引が行なわれておるのです。そういうことを禁止するということも可能ではないか、こう思ふのですが、そういうことについて法的な立場からどう理解されるかといふことを聞いておるのです。それが発展をしていくといふと、類似市場についてもさらに規制を加えてもよろしいのではないかと。今ところまで次に発展していきますからね。これはきょうここで二十七条の二の改正には反対ではないので議論する必要はない。これは中央卸売市場法の改正のときにやつてよい。ここであまり時間をとるとよろしくありませんから、こういう点があるといふことを法制局の方では十分御研究を願つて、四、五日のうちには中央卸売市場法がかかりまますから、もう少し明確な答弁を御研究願つておきたいと思ひます。私はきょうここでそのことを質問する趣旨ではないのです。

○清澤俊英君 今の説明を聞き、提案理由の説明を見ますと、この場合はこう書いてある。「家畜市場の開場日およびその前後の日に家畜市場周辺の一定の場所を原則として家畜取引を行なつてはならない」といふことになっておる。そうすると、たまたま道路などであるといふことは、道路で一定といふことはちよつと考えられない。その日

の状況でいろいろの所に変わるのだと思ふ。ところがその反面、今の説明でいきますとその設定せられた家畜市場のわきへ市場を作っておく、これはいいというのだ。これの方がかえって弊害がないと、こういう解釈はおかしいと思う。これこそ固定した一定のものを、市場を作るのですから、市場だつてこれは規則はないのですから、十坪なり二十坪の所で針金を張りさくを作ればこれはそれで済むんです。金はほとんどかからない。これは一定でやるのです。一定の場所は、かえって御説明になった市場というものに類似するような家畜市場が認められて、多くの場合臨時であり、道路である、こういうようなものがとめられると、こういう説明はどうも納得できないがね。これもこのところは納得できないのです。それがどれくらい支障があるかということなんだ。よほど重大な支障がなければだめだということになる。片方は一定の場所です。そこは作るのです。片方はこの説明を見ますと、今申し上げました通り、家畜市場周辺の一定の場所、原則として家畜取引を行なつてはならない、だからわれわれの解釈は、ちょうど類似市場を中央市場のわきへ作ると、こういうようなことができないのだ、こう解釈して、今、北村君からいろいろお伺いしてあるのです。それはいいんだが、道路でやるのはいけないと、これはもう少し納得のいくように……。法制局のお方などは市場取引はどんなでなければならぬということはおわかりにならないので、私はある程度までそういう法律が適用せられておるんじゃないかと、こういうことを常に考えておるの

です。なぜかといいますと、浴場などは距離を定め、人口の密度を定めて、そうして許可するとかしないとかというところで、一つの許可制になつておる、環境衛生の關係上。だから、そういうものもあるのだから、したがつて、これはいづれ中央市場法のときに問題になると思ひますけれども、臨時市場等の問題が相当の問題になると考へられるんじゃないか。営業の自由で絶対できないと、こういう解釈なんだ、今までは。——ちよつと今までの解釈と違つてきているんです。営業の自由から絶対できないというところは、何かわれわれが過去における審議の過程で聞きましたのは、進駐軍が駐留した時分、そういう強力な解釈をして、そうしてやつたんだ、こういうことをわれわれは聞いておるんです。そういう話は聞いておるんです。だが、あなたの言われるような解釈をとつていかれるとしますならば、ちゃんと環境衛生にあるのだ、浴場取り締まりが。これは五百メートルですか、距離として五百メートルか、大体の標準が、密度として何千人だか、この中に二つの浴場を作つちやならない、——許可制です。と私は思うのだ。法律が改正にならないう限り、それがまだ生きておるはずだ。ところが、今の次官の統一説明だというのが聞きますと、どうもわからない。われわれが問題にしたのは、一定の場所原則として家畜取引は行なつてはならないことにしたことでありまして、こういうのだ。道路が一定だらうかどうか。そんなことは、どうも一定なんという場所、道路でやるなんというところは、これは考えられない問題ですよ、大体の場合、それはど

うなんです。

○説明員(保坂信男) ただいまお尋ねのございました家畜市場の問題につきまして、改正案でお願いしてあります趣旨は、先般来申し上げましたこととで、ただいまも御指摘がございましたように、家畜市場の周辺地域で知事が指定しました道路とか広場で個々の取引を禁止をいたしておるわけですが、先般も若干触れてお尋ねがございましたが、臨時市場ができましたような場合につきましては、これもまた三週間以前に所定の取引方法なり具体的な内容を届けなければならぬという規制があるわけでありまして、そういうようなことで、たまたま届け出ました、それがかち合つていふというような場合におきまして、それも一応は取引市場としての形態を備えた取引でありますから、そういうようなものは法的には成り立ち得るというふうに思ふわけでありまして、実際問題といたしましての指導なりといたしましては、そういう弊害がないように、また全体としても家畜市場の多過ぎるのを整備して参らうという趣旨でありますから、そういうことは事実問題としてはあまり起らないと思ひますが、また起こつていないと思ひますが、臨時市場のような場合に、法律解釈論としては、そういうことがあり得るというふうに思ひます。

○清澤俊英君 それは、この間も藤野さんが臨時市場の問題を質問しておられたでしよう。私は、この二十七条だかの臨時市場の規定は、これはもう古い伝統の中で、既存の市場として非常に発達した一つの体型を持った市場のことを言つてゐるのではなくて、臨時市場として届出してやれということ

は、よそのことは私が見聞が狭いからわかりませんが、新潟県等におきましても、昔から稚谷の馬市あるいは栃尾の馬市とか、大体昔は馬が中心でしたから、今でも名前は馬市になつておりますが、ヤギも出れば豚も出るし、和牛も出る。それから直江津の、これもやはり草市と言つてゐるんですが、ほとんど最近では和牛でやつてゐる。こういうようなことで、年の一つの行事として行なわれる。これは遠くは数十里のところを馬を引いて何千人の農民が集まり、三日間ぐらゐ非常な盛大な市が行なわれておる。私は、二十七条の臨時の規定は、そういうものをやる場合は、三週間でも五週間前でもできるでしよう。もうちゃんと目取りがきまつてゐるのだから、一つの行事として。だから、そういう場合には、三週間前にやれということであつて、今の北村さんの質問しておられるこの場合は違ふのじゃないかと思ふ。これはほんの臨時である。しかも道路のごときは、最近自動車非常に頻繁に通りますので、やたらその所で、大道上である大きな牛を引き出しておればおそれるからできない実態じゃないかと思ふ。あなたの方がこれを許すとしてみましても、警察ですか、道路取り締まりの關係上、これは私はできないのじゃないかと思ふのだ、現実においては。そういうものを取り締まつて、そうして固定したる、第一回の説明によると、一定の場所を開く家畜市場は、これは許可する——これは許可じゃない。やつていたつても何でもないんだ。みづから業務規程も作るであらうし、取引規程も作るであらう

し、こういう御説明があるので、そういうものができるとすれば、類似市場も当然できやせぬか。そうすれば、今ここに経済局の企業課長さんもおられまして、一番問題になつてゐるものが片づきはせぬかと、こういうようなわれわれ同僚北村君も考え方なんです。それができれば、まことにわれわれとしては歓迎するのです。それこそ市場整備をする上に、まことに私は、取引上の慣行など、いろいろなものを整備していけるので、いいじゃないかと実は思つておる。反対してゐるんじゃないですよ。だからはっきりとして、こういう解釈によつて、それができんだ、こういう法律上の解釈をきつて与えていただきますならば、われわれ中央市場法を審議するときにまた別



と思ひますから、そのようにことに方向づけていくのも一つの方法かと思ひます。

○清澤俊英君 今言われるとおりで、仲買人が荷を出すわけにいかない。業務規程にきめられている。そこは非常に重大ですから、ひとつ市場課長と相談して、そこをはっきりさして、同時に、今までの卸人というものを仲買人として、これが、出たものを自分で落としてきて、そうして今持っている小売店ですな、商業何と言うのですか、それはルートと言うのですか、自分の商販用とでもいいますか、それに小売りするようにして、小売りに参加は相当考へていたがぬと私は非常に紛糾してくるのじやないかと思ひますが、その点どうお考へになつておられますか。そういう整理はもう来年でさうというのでしよう。三十七年で

○政府委員(森茂雄君) 御指摘のとおりその点は截然と區別して行なわれなければ紛糾しますので、十分東京都とも相談いたしまして、御指摘のように円滑に行なえるように努力いたしたいと思ひます。

○委員長(仲原善一君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(仲原善一君) 御異議ないものと認めます。

速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(仲原善一君) 速記をつけて下さい。

ここでしばらく休憩し、午後は一時に再開いたします。

午前十一時五十六分休憩

午後一時四十三分開会

○委員長(仲原善一君) 委員会を再開いたします。

午前に引き続き、家畜取引法の一部を改正する法律案(閣法第三十七号、参議院先議)を議題といたします。

本案につきましては、午前の委員会におきまして質疑は終了されております。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○櫻井志郎君 私、ただいま議題となつております家畜取引法の一部を改正する法律案について修正の動議を提出して本案に賛成するものであります。

まず案文を朗読いたします。

家畜取引法の一部を改正する法律案に対する修正案

家畜取引法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第十五条ただし書の改正規定及び第十五条に二項を加える改正規定を削る。

第十八条の次に一条を加える改正規定中「第十五条第一項」を「第十五条」に改める。

第三十五条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

附則中第六項を第九項とし、第五項を第八項とし、第四項の次に次の三項を加える。

5 当分の間、家畜市場の一の開場日において家畜取引の目的物とすべき家畜の頭数がその家畜市場の売場施設の状態からみて著しく過

多と認められる場合においては、第十五条の規定にかかわらず、あらかじめ、開設者が農林省令で定めるところにより都道府県知事の許可を受けて業務規程をもつて定めた売買の方法によることができる。

6 前項の許可には、条件を附することができ、

7 前項の条件は、家畜市場における公正な家畜取引及び適正な価格形成を確保するために必要な最少数限度のものに限り、かつ、当該開設者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

続いてその理由を簡単に説明いたします。

現行法におきましては、その第十五条において家畜の売買の方法はせり売りとした入札の方法によることを原則とし、ただし種畜など特殊な資質を有する家畜の売買その他せり売りの場合は他の方法によることが認められておるのであります。ところが、今回の改正法律案は、この第十五条を改正してせり売りの方法は入札の方法以外の方法によることができず、せり売りの方法以外の方法によることが著しく困難な場合もせり売りの方法以外の方法によることとすることができるようになるものといたします。

農林省令でその方法を明示し、またこれを許可する場合、条件をつけることができることを明文化しておるのであります。しかしてこのような改正を必要とする理由として、さしあたって尾

道市における広島県畜産農協同組合連合会が開設している尾道家畜市場をその対象とするためであることとされておるのであります。

なお、この市場も近く予定の整備計画が完了することになっていくといわれております。事情はいずれにしろ、前に述べましたような今回の改正は、せり売りの方法は入札の原則を後退せしめ、果を他に及ぼすこととなることが懸念され、妥当とは認めがたいのであります。しかし、尾道市場におけるような現実を全く無視することも必ずしも適当でないと思はれますので、市場の狹隘のためによる例外措置は暫定的のものとするため以上のような修正を提案した次第であります。

○委員長(仲原善一君) ほかには御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(仲原善一君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより家畜取引法の一部を改正する法律案(閣法第三十七号)について採決に入ります。

まず討論中に取りました櫻井君提出の修正案を問題に供します。櫻井君提出の修正案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(仲原善一君) 全会一致でございます。よつて櫻井君提出の修正案は可決されました。

次に、可決されました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願ひます。

○委員長(仲原善一君) 全会一致でございます。よつて本案は全会一致をもつて修正すべきものと議決されました。

この際、委員長及び理事打合会で協議をいただきました本案に対する附帯決議案を、便宜私から提案し、委員各位の賛成を得たいと存じます。

まず案文を朗読いたします。

家畜取引法の一部を改正する法律案附帯決議案

一、政府は速かに家畜市場の再編整備に関する全面的な計画を確立し、その完遂を図り、家畜市場の育成指導に努め、これが監督取締に遺憾なからしめ、以つて家畜の公正な価格の形成とこれが円滑な取引の促進を期すべきである。

二、今回の附則の改正による措置は、真に已むを得ないものに止め、取引の公正を期せられる場合に限り、しかして、飽くまで暫定的のものとし、遅くも昭和三十八年度末までには正常な取引を行なうことができるよう、政府は市場施設の整備に最善を尽くすべきである。

右決議する。

以上が案文でございます。

別に御発言もなければ、この附帯決議案を本委員会の決議とすることに御異議ございませんか。

○委員長(仲原善一君) 御異議ないものと認めます。よつてさう決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手続につきましては、慣例に

より、これを委員長に御一任を願いたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(仲原善一君) 御異議ないと認めます。よつてさうに決定いたしました。

中野政務次官から発言を求められております。この際これを許します。

○政府委員(中野文門君) ただいま家畜取引法の一部を改正する法律案につきまして修正御可決に相なり、さらに附帯決議が行なわれたのでございませう。農林省といたしましては、附帯決議を尊重いたしまして、御期待に沿いまするよう善処いたしたいと思ひます。

○委員長(仲原善一君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(仲原善一君) 速記をつけて下さい。

それでは次に、肥料取締法の一部を改正する法律案(閣法第二〇号)を議題といたします。本案は去る十三日衆議院より送付され、本委員会に付託されました。本案についてはその提案理由説明及び内容の概要についての補足説明はすでに聴取済みであります。

それでは本案に対する質疑を行ないます。御質疑のおありの方は順次御発言を願います。(なしと呼ぶ者あり) 本案については本日はこの程度にいたします。

○委員長(仲原善一君) 次に、家畜商法の一部を改正する法律案(閣法第二四号)及び家畜改良増殖法の一部を改正する法律案(閣法第二五号)を一括

議題といたします。

両案は去る十三日衆議院より送付され、本委員会に付託されております。なお、両案ともすでに提案理由の説明及び補足説明を聴取いたしてあります。

それでは両案に対する質疑を行ないます。

○北村暢君 今度の法律案の目的が家畜商の資質を向上させるといふ目的が一つあるようでございますが、その考へ方の中で、家畜商の個人的な取引という問題と、いわゆる今後における畜産の振興に伴います点からいって、生産者の共同出荷とかあるいは市場の公正な取引、こういうような点からいって、取引が、個々の取引というものは古い商行為で、どちらかといえば好ましくない慣行というものが残つておる。こういう点からいって、今度の法改正の趣旨もできておるのではないかと思ふのですが、一体、個人的な取引という取引というものを今後奨励するというのか、そういうような気持でおられるのか、私どもとしては資質を向上して家畜商の個人的な取引というものが、どちらかといえばだんだん衰えていくのではないかとこのうふうに思ふのでございませうが、考え方として、一体どういう考え方でおられるのか、この点をお伺いしておきたいと思ふのです。

○政府委員(森茂雄君) 提案理由の補足説明のときに申し上げましたのが、全国で約七万五千のいわゆる家畜商がございませうが、われわれといたしましては、現在全国におきまして中小企業等協同組合法に基づいて、家畜商も商業協同組合または連合会を組織し

ております。そういうような団体などを通じて、組合員の技術の指導、改善あるいは家畜の共同購入、共同販売など、また必要によりましては資金のあつせん等をいたしまして、家畜商がその取引につきまして社会的に品位を向上して、そうして公正な取引に向かうように努力いたしたいと存じます。

○北村暢君 まだちよつとわからなないのですけれども、そういうような家畜商の組合なり何なりというものが出てくるのでしようが、流通の過程においてそういうものを簡素化し、合理化していくという方向ですね、そのことによつて生産者の生産者価格と最終の消費者価格というものの中間における中間的な経費といふものを、私はなるべく少なくしていくというようなことが望ましいんじゃないか、先ほども清澤委員からも言われておりますように、そういう点からいって、どうしてそういうものを簡素化していくといふことが必要だ。で、日本くらい生産者価格と末端の消費者価格との間の経費のよけいにかかっている国はおそらくないんじゃないかと思ふ。ものによつては約三倍ぐらいになつてゐるわけですね。したがって、そういうような点からいって、どうしてもこれは将来合理化していかねばならないんじゃないか、こういうふうな思つておられます。したがって、この家畜市場等につきましても、生産者保護のためにあるのかどうなのか、こういうことをひとつ明確にするという意見が出てゐる。今のある流通というものをそのまゝの形で是認していくということは、決して消費者に安い肉を食べさせるといふこ

とにならない。しかも清澤委員も言われているように、今後は農業も機械化して畜力というものはほとんど減つていくのですから、役畜は減つて、初めから食用肉の牛を作つていく、こういうような傾向にいくことはこれは間違いないことです。そういう中で、しかも貿易の自由化ということでも大に打ち合はれていくことになる、私はやはり流通過程というもののひとつ徹底した合理化の方法があつてしかるべきじゃないか、そのように思ふのです。そのような点からいって、この七万五千からある家畜商というものが、流通過程においてどういう役割を果たしているかといふことをやはり十分検討してみることが必要ではないかと思ふのです。それで、これを中間的な仲買までもいかな個人のものであつて、それから、これを全部なくするなんといつたつてもちろんいかな、農家の庭先で売買が行なわれる場合、これまで監督し何しようたつてできないことですから、それはできないにしても、こういう家畜商法で登録制でやるものと関連して、この流通機構における共販体制なり何なりというものの農民の指導というものは、私は出てこなきゃならないのじゃないか、畜産振興と同時に、生産者に対するそういう指導というものがなければならぬのじゃないか、こう思ふのです。そういうような点からいって、現状よりよくしようという気持はわかるのだけれども、この家畜商法との関連で、何か畜産局で一体そういうような特別な流通上の措置というものが考えられてゐるか、この点は乳価にしましても、生産者価格と消費者価格の間に非常に差がある、

これはもう非常にだれしも疑問に思つてゐるところです。そのほかの農産物にでも、流通面は非常に欠けてゐるのですから、今まで行政があつてなきがごとしなんで、そういう点では改善する余地があると思ひますがね、何かそういうものを畜産局で考えておられるのかどうなのか、これをひとつお聞きしたい。

○委員長(仲原善一君) この際、委員の異動について報告いたします。本日、亀田得治君が辞任、その補欠として高田なほ子君が選任されました。

○政府委員(森茂雄君) 農林省といたしましては家畜の生産者団体が行なう共同出荷、あるいは共同購入などの共同事業を推進するように、農協の本来の使命から、またその近代的、合理的な取引を推進させるために、農業協同組合に対しまして、その家畜に関する購入事業等について肉用牛の導入事業だとか、それから今後法制化されまする農業近代化資金などの援助をいたしまして、生産者団体の共販という体制を確立して参ることを一つの方法として考えております。しかしながら、生産者団体によりますこれらの事業は、現在流通過程ではそれほど大きな比重を占めておりません。六大都市への生産者団体による共同出荷量は、総出荷量に対しては役肉用牛では七%、豚では二%前後でございまして、その共同購入の割合では肉用牛でも三%、役肉牛、馬の全体と合算しても八%、豚では全体的にいつてわずかに一

○%にすぎないのであります。そういうような状況でありますので、一その生産者団体の共同出荷、共同購入についての助成等をいたしまして、生産者自身の自覚あるいは団結による活動を促進して参ります。現状といったしましては、家畜の主たる媒介者としての各家畜商が、現在その流通上重要な役割を果たしております。今後また各家畜商が果たす役割も大きいと存じまして、本法では優良な家畜商の育成というように、家畜の取引の近代化を推進いたしまして、両方相待つて家畜の流通過程を改善して参ろうというわけでありまして、したがって、各家畜商につきましても、各都道府県で先ほど申し上げました、法制による中小企業組合を組織しているものが二十八で、あと任意の組合がほとんど各県にあります。これらも法制化したしまして、資金手当等もあつていまして、そして安定した取引あるいは団体組合内のいろいろな取引についての資質の向上等についての事業も促進していただきたい、そういうようなことで、同々相待つて取引の合理化等によりまして、中間経費の節減をはかると同時に、その取引業者の安定もはかるといいたいと存じているわけでありまして。

○北村暢君 ただいまの説明によりまして、やはり家畜の取引行為の中においては、家畜商の占める地位というものは、絶対に無視できない重要な役割をしている。生産者の共同出荷なり、共同行為というものは微々たるものであるというところは、もうはっきりしたのですが、ところが家畜商の取引とい

うものが非常に前近代的な取引であるというところは、これはもう否定できないと思うのです。非常に古い慣行によつて取引が行なわれているというところだろと思うのです。したがって、私はほとんど八〇%から九〇%のものは、共同出荷というような形には、あるいは共同組合を通じての取引ということには、なつておらないようございまして、したがって家畜商の地位というものは、非常に現状では無視できないものである。ところが、それが今言つたように非常に前近代的な取引が行なわれている、これは大へんなことだと思つております。ですから行政としては、私はやはりその共同出荷なり生産者を保護できるような形の施策というものが、積極的に行なわれなければならぬ。いろいろ思うのですが、それが非常に不十分である。そういう意味から今度の家畜商というふうなものも講習会の制度を設けて、そしてその課程を終了しし者でなければ免許を与えない、こういう一つの方法というものを考えたようございしますが、この免許というものは非常にむずかしい、よりむずかしくなるといふことだろと思ふのです。したがって、家畜商の資質を向上するということにもなるのでしようけれども、そういうことの着想としては、どちらかといへばこの家畜商といふものができにくくなる、まあ旧来の、何といひますか、慣行による思

わしからざる商取引というものを改めていこうという気持ちがここに現われているのだろと思ひます。その改正の趣旨は了としますが、一体、この講習会といふのはどの程度の権威のあるもので、どのような規模のものを考

えておられるのか、これは講習会の課程を終了するといつても、講習会がどれだけの権威のあるものなのか、これについてはさつぱり今度の法律ではわからないようございしますが、どの程度のものを考えておるか、その点について御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(森茂雄君) 現在のところ、具体的には都道府県それから学校教育法による大学で畜産学科のある大学あるいは全国を区域として設立されている民法法人で、家畜の取引その他畜産に関する相当の学識経験ある技術者を有する団体などが開催する講習会といふことを考えております。

講習会の内容といひましては、大別して学科と実習に分けて、学科は一般学科と専門学科にいたしまして、一般学科では主として関係法令を中心として一般商取引に関する基礎知識並びに家畜取引業者としての必要な知識を講習することをいたしました。専門学科では主として家畜を中心とした学科、たとえば家畜の改良とか登録に関する、家畜の伝染病並びに疾病及びその判別方法、家畜の悪癖とか家畜の品種等についての知識を講習させたい、こういうことで考えております。

○北村暢君 これはそうしますといふと、そういうところに設けるといふのですが、これは何か国が指定したり資格といひますか、何かそういうようなものを考えるのですか。都道府県に講習会をやるというのか、大学にそういうものを設けるといふのか、そういう技術者のある民間の団体等についてそれをやりなさいといふだけで、一体こういうものの経費だの国の補助だ

の、そういうようなものは考えておられるのですか。

○政府委員(森茂雄君) もちろん講習会の経費も予算で編成しております。それから農林大臣が講習者をたていま申し上げたようなものについて指定することにいたしております。

○北村暢君 そうすると、講習は一講習会どのくらいの子算ですか。それと、この講習会といふことで、しかもこの免許といふことに関連をいたしてまいりますから、この講習会の程度といふものがやはり均等化されていなければならぬと思つたのです。非常に優秀な講習会があつたり非に名ばかりの講習会といふようなものがあつてはこれはいかぬと思つたのです。免許と関連するのですから、そうでないといふ許可といふものは不公平になりますから、ですからそういうことをどの程度に考えておられるのか、その講習会の内容といふものは一体どんなものなのか、なお講習会といふのはどのくらいの期間で、どのくらいの講習をやり、地域によつても違ひましようけれども、その家畜商の人数その他によつて主産地のような所と非常に少ない所とありましようから、それにしてもどういふ規模のものでどの程度のものと考えているのか。

○政府委員(森茂雄君) 先ほど申し上げましたとおり、一般学科と専門学科に分かれます。特に家畜の伝染病疾病、またその判別方法、それから家畜の悪癖、家畜の品種などについての知識、それから家畜の一般取引に関する基礎知識並びに必要な知識を約三日間の予定で開催して、最近におきます畜産業の発展に伴ひまして、人工受精

とかそれからいろいろ疫病処理とかいうようなことで必要となつておりますので、十分そういうことで受講者に積極的に指導して参る、こういう考えであります。

○北村暢君 先ほどの三日間ということですが、先ほどの質問で三日間どのくらいの子算を見ているんですか、一県におそらく一カ所ぐらいのものだろと思ひますが、しかし全国の全県にやるわけではないだろと思つたのですが、どういふ程度の規模でこれを考えておられるのか、経費は一体どのくらい見ておられるのか。

○政府委員(森茂雄君) ただいま考えておりますのは、指導する人に謝金を出すために全体として五十万組んでおります。受講する人たちは、おおむね受講料として五百円徴収することにしたしております。

○大河原一君 この講習会、三日で行なわれるというのですが、講習会が三日間なら三日間の地方の指定の講習会を受けた場合に、これは自動的に免許といふものが興えられるものかどうか。というところは、今七万五千の家畜商があるわけですが、いわゆるこの中には例の何といひますか、僕たち聞いておる馬券とかそういう者が入つておるわけですね。こういう方は、現在は一応免許を受けておるわけですから、ところがこういふ方々がこの講習会を受けたら、さらに試験制度を採用された場合に、結局既得権が失われるという危険性もあるのではないかと、どういふように考えられるのですか、だから講習会を受けた場合に、自動的に免許が興えられるのか、それとも講習

が一応終わった、三日なら三日の講習会が終わった後において、新たに講習を受けた過程において試験制度がとられるのかどうかという、この点を一つ。

○政府委員(森茂雄君) この講習会を設けておるゆえんは、最近非常に畜産の技術もいろいろ進んでおりますし、そういう意味で特に奨励的といえますが、充実したといいますか、一般学科と専門学科を親切に指導をいたしまして、十分聞いていただければそれによって試験かどうのということじゃなくて、出ていただければそれでけっこうだ、こういうことで方針をきめておきます。

○大河原一三君 そうすると、現在の七万五千人という方々は、一応全部講習会を受ければ既得権が剝奪されるということはないわけですね。

○政府委員(森茂雄君) 講習会についてそういうことであります。既得権を剝奪することはございません。

○森八三一君 第一点は、北村君の質問にもありますが、講習を都道府県知事が主催する、それから農林大臣が指定した団体ですか、二つの講習会のあれがあると思うのです。その場合に、後者の方の団体がやる、指定する機関ですか、やるといふのは一体どういうものを予定されておるのですか。

農林大臣が指定したものを行った場合というのがありますね。これは何を指定するのですか。

○政府委員(森茂雄君) 私どもとしては、原則として都道府県に講習会をやってもらう予定にいたしておりますが、日ちの都合上、あるいは受講者の便宜上、非常に数が多いらう、病気が

だとか都合で出られないというふうなことのために、講習を受ける人の対象が非常に少ないという場合に、畜産会とかあるいは農協中央会とか、そういうようなところなりを指定いたしましたてやっていたら、こういうふうな考えております。

○森八三一君 そうしますと、今の「農林大臣が指定した者」というのは、ただいま予定されているのは、畜産に関する農業協同組合もしくは畜産会というものを予定しているのです、今中小企業等協同組合、仲間同士の作った組織が、それがやるといふ場合は予定してないというふうな、はっきりしてよろしいのですか。

○政府委員(森茂雄君) ただいまのところ、私どもの予定しておりますのは、ただいま申し上げた団体あるいはその地に特別に畜産学科を設けられた大学がある場合におきましては、大学に委託することもあります、現在のところ、仲間の組織した組合でやっていたかどうかというところは考えておりません。

○森八三一君 それから大河原君からも質問されましたが、この講習に出ればただ機械的に、出たということだけで家畜の公正な取引引きをやるのに十分な知識なりというものを吸収できたと認定ができるかきぬかという問題があるのです、極端な議論をすれば、三日間も講習に行つて、ずっと三日間眠つておつても、来さえすればいいということでは、法律改正の趣旨に沿わないと思うのです。ですから、そこで資格認定をしている証明書なんかやるのです、その証明書をやる限りにおいては、発行した者は公正に取り

引きができるということについて認定をしなければ、無批判で出すというところは、証明書の発行者は無責任だと思ふのですが、それはどうなるのですか。

○政府委員(森茂雄君) ただいまの状況では、むしろ講習会は、資質を向上させていく、こういう意味で、講習をするほうも眠つていただかないように、非常に充実した講師陣を整えまして、そうしてやっていく、その講習会によつて、最近におきます畜産技術の向上部面とか、あるいは取引関係のいろいろ法令とか手続とか、おおよそ取引に必要な近代的な問題になつていく事項なども十分、眠つていただかないように、充実した講習をやりたい、こう考えております。

○森八三一君 もちろんそういうことを期待して講習をやることは、講習をやる限り当然なことなんです、証明書を出すのでしよ、ですから証明書を出すということは、証明書を発行するほうは、もつた人が家畜の取引について公正なあれができるということの認定がなければ、証明書を出すという勇氣は持てないと思うのですが、ただ講習を受けさえすればそれで十分な資格があるということ包括的に認めて、ただ講習を受けるだけなら問題ありませんが、証明書を発行するのですから、その証明書というものは、受けたいという証明書じゃなくて、取引の公正なる活動ができるという内容を僕は証明するといふ意味がなければならぬと思うのです、だとすれば、何かそこに一つのあれがないと無責任に証明書発行までをするということですが、それでいいんでしょうか。あなたが証

明書を発行なさるといふ立場に立つた場合に、その相手側がこの法律運営の上に十分技能を発揮できるということを確認して初めて出せるのであつて、そういうものであるかわからないというところでは、証明書を発行するものとして非常に不安定なことなんで、責任を感じないで出すというのはいかがいと思ふんです。希望は希望、期待は期待でいいんですが、しかし、その結果というものは確かめなければおかしなように思ふんですが、家畜の取引はその程度でいいということなんです。

○政府委員(森茂雄君) ただ朝のぞいて翌日またのぞくということじゃなくて、実地も学科も十分聞いていただいて、そうしてわかつていただくといいことで、終了書を出すわけでございますので、事実上の問題といたしまして、実質的にほとんど講習を修得しなかつたというように判定になりますれば、これはお説のとおり簡単に出すわけにはいかぬということになります、そういう事態にならないように、われわれとしても指導して参りたいと思ふます。

○森八三一君 その三日間来たという証明書ならばこれは出せますよ。三日間来たというだけの証明書は出せるけれども、三日間来たということはお話のように、その講習の内容というものを会得したということの証明書でしよ。会得したかきぬかというものを判定しなければ、趣旨に沿つた証明書といふものは僕は出せないんじゃないか。三日間来たという証明書ならこれは出せますよ。けれども、そのあとで仕事をやっていただくんですから、そ

のやるのにふさわしいことを習得したかどうかということ判定をしなれば、ここにいう証明書というものを発行することは少し早計ではないか、こういう感じも持つんです。別に何七万五千名の方に、今後おやりになるという方の門戸を閉ざさうということではなくして、この取引というものを公正にし、また、生産者にもその他の方にも正しい結果というものが出てくることを期待する改正なんです、その趣旨に沿つた手続というものがなければおかしいんじゃないかという気がするんですが。

○政府委員(森茂雄君) 趣旨としては御指摘のとおりであります、やはり何といひますか、一つの問題を講習会のあとで出しまして、それで合否を決定するということが問題でございますので、やはり一々最終には面接して、まだわかつていないことはよくお話をしておいて、十分講習会の内容等について御納得をいただいて終了書を出したい、こういうふうな考えております。

○森八三一君 そうすれば、そういう趣旨のことを明確にしておかなければ、今までの大河原さんの質問に対してのお答えも、形式的に三日間の講習を受講すればそれに証明書を出すと、こうおっしゃつたのですが、今の御答弁ですと条件があるんですよ。それは面接をしてみても足りないところがなければ、確かに取引をやるのにふさわしい技能を持った者だという判定を口頭試問で得たわけですね。それはそれでいいわけですよ。私は別段試験をやつてどうかというふうな、何十点とらなければいけないというふうな必要はな

いと思う。そうであつてもいいんです  
が、そこまで言う必要はないけれども何  
かきめてからなければおかしいじゃ  
ないか、こういう感じを持つんです  
よ。もし局長の御答弁のようなことを  
おやりになるとすれば、そのことは明  
確にしておかないと、ただ講習を受け  
ればいい、自動的に資格がもらえる、  
証明書がもらえるんだということでは  
おかしいんじゃないか、何かそこを明  
確にしておいていただきたい。

○大河原一君 答弁の前に明確にし  
ておいてもらいたいのですが、今回の  
講習会の問題ですが、今すでに免許を  
もらつておる七万五千人の家畜商を対  
象とした講習会ということなんです  
か。それとも新たに、今度新しくお  
れも家畜商になりたいからというの  
で——その免許をもらつていない家畜商  
という中には、五年も六年も実際の  
経験を積んだ人がたくさんいると思  
うんです。今回実際の技術なら技術を  
持つていて、そういう方々の中に学  
問的な知識が少ない人もたくさんい  
ると思うんですが、いずれにしても、七  
万五千人の方々には大なり小なり相当  
の一応の技術を身につけておる人が多  
いと思うんです。この七万五千人のそ  
ういった方々を中心とする講習会なん  
ですか、それとも、おれも明日から家  
畜商に入りたいという、初めての方  
もこの中に含まれるのですか、その点  
をひとつ。

○政府委員(森茂雄君) 現在免許を得  
ておられます七万五千人ばかりでなく  
て、新しくこれからやろうとする場合  
も講習会を受けることを要することに  
いたしております。  
○森八三三君 僕の質問の答弁を。

○政府委員(森茂雄君) 私どもはこの  
講習会によりまして、講習会に合格し  
なかつたらばこれは免許を出さない。  
こういうことの趣旨ではなくて、講習  
会の内容を十分会得していただくとい  
うことで、全員合格するように講習を  
いたしたい、こういうふうに考えてお  
ります。

○森八三三君 それは講習を企画す  
る限りにおいては、そういうふうにな  
つた講習会をおやりになるということ  
は、それは当然だと思ふのですけれど  
も、受ける人にはそれぞれ能力に差異  
がありますから、希望はそういう希望  
であり、受けたほうがその希望の  
とおりには沿い得るかどうということ  
については、僕は疑問があると思ふの  
です。理論的にはあると思ふ、なけれ  
ばけつこうですが、僕はあつたと思  
ふ。そういう場合、包括的に全部証明書  
を出すというのでは、この法律の趣  
旨に沿わない結果が生まれる危険を包  
蔵している、私はそう思ふのです。で  
すから、何も入学試験のように、何か  
一定の問題を出してどうこうというこ  
とでなければならぬという、窮屈なこ  
法の運営にふさわしい技能なり知識  
なりというものを持つていかどうかとい  
うことが、判定だけではないければ証明書  
を出すというのには不満足じゃないで  
すか。証明書ですよ、しかもそれは官庁  
が出す証明書ですよ。何にも見きわめ  
せずに出すというのでは、証明書の冒  
瀆じゃないですか。

○政府委員(森茂雄君) お説のと  
おり、おっしゃるような理詰めで参りま  
して、おしやるのが全然もう講習会の  
内容を習得せぬんだということにな

りますれば、残つていたでいてでも十  
分その習得をしていただいて、やはり  
講習会の終了証明書を出す以上、終了  
したというふうな内容を備えた、充実  
したことでやつていきたいと思います  
けであります。

○森八三三君 そうだとすれば、そ  
の点を明確にしておかれれば、受講  
する場合にもその気になつて一生懸命  
にやるのですよ。あとで何か認定する  
場合が残されておるのだということに  
なると、真剣に受講する。もう三日間  
なら三日間出ておられさすればいいの  
だということになると、受講する人の  
心がまえというものが非常に違つてく  
るのですよ。だから、そういうことを  
やはり明確にすることは私は必要だと  
思ひますが、これは法律に入れるか入  
れぬかは別にして、そういう趣旨とい  
うものは明確になさることが大切だと  
思ひますが、どうでしょうか。

○政府委員(森茂雄君) 御趣旨の点は  
よくわかりますので、私ももうそうい  
う充実したことでやつて参りたいと思  
じます。  
○森八三三君 それから営業保証金  
が二万円と一万円とございしますが、こ  
れはどういう根拠からこういう金額が  
きまつたのですか。家畜の内容も羊の  
ようなものから、乳牛のような非常に  
高価なものまで、中身は非常に広範に  
わたつておられますが、それを一律に家  
畜商として二万円なり、一万円という  
か、今日の家畜の価格からみますと  
うと、営業保証金という保証の実を持  
たせましたためには、これは私はあまり  
に低額に失するのではないかと、申しわ  
け的なものであつて、これでは保証金  
の意味をなさないというように思ふの

です、大家畜になりますとね。ですが  
から、免許を受けようとする人が取り扱  
うという対象によつて多少内容を区別  
して、もう少し保証金の実を伴うよう  
な額にまで引き上げることが私は実  
態に即すると思ふ、保証の実を備え  
る、こう思ふのです。今の金で一万円  
といふと、これは問題にならぬで  
すよ。

○政府委員(森茂雄君) 御指摘のと  
おり、現在子牛の値段でも二万円そこ  
こするわけでございします。成牛にな  
りますと四万円以上する、こういうよう  
な状況でございしますが、一方におい  
て、実は立案の過程におきまして、  
五、六万ぐらいのことを考えてはお  
りました。ところが、急に今免許証を  
与える条件として多額の金も、また家畜商  
の負担能力なども考えまして、落ちつ  
いたところが二万円となつたわけなん  
であります。したがつて、御指摘  
のとおり、そういうことでは十分に保  
証されないというのではございしま  
す。そういう営業保証金を納めさせま  
して、そうして家畜取引に関する営業  
上の責任を明確にしたいと存じた  
わけでありまして。

○森八三三君 まあないよりはまし  
ですがね。けれども、今の額では、私  
は責任を感ずるということにはな  
りかねるのではないと思ひます。まあこ  
のことはこの程度にします。  
その次に、帳簿を作れとか、いろい  
ろなことを命じておられる。それに対  
して立入検査ができるというようなこ  
とを規定してありますが、こういうこ  
とを書いてあります、実際にどうい  
うことを実施するにふさわしい機構の  
整備がうたい文句になつてしまつと

思ふ。こういうような監督に関する実  
をあげていくために、一体、地方庁の  
機構をどう整備するのか。七万五千人  
の現在家畜商がいちいちやる、この上  
にこういう制度が開けますると、また  
ふえていく可能性もあると思ふので  
す。といふと、一府県について千九  
百人とか二千人とかいう平均数  
が出てくるのです。そういう多数の方  
の取引の実態というものを監督して、  
不正その他の事故が起きないように確  
かめていきますには、相当しつかり  
した機構を持たなければ、実は上が  
ぬと思ふのです。ただ気安めに書いて  
あるというなら別で結構ですが、ほん  
とにやるといふことであります。予  
算的には容易ならぬことなんです、予  
算的にはかなりの措置をしなければ不  
可能ではないか。私はきつめて重要な  
成長部門のことですから、ある程度  
金を使つても安心して取引のできると  
いうふうなふりをしてほしいと思  
ふ。それにはたまたま手ぶらじゃいか  
ぬ、何を一体考えていられしやるの  
か、三十七年度予算にでも相当充実を  
する手段をお考えになつておられる  
かどうか、その点どうなんでしょうか。  
書いてあるだけで結構。

○政府委員(森茂雄君) 現在の、御  
指摘のとおり、家畜商の実態からい  
いまして、ほとんど帳簿を備えずに  
頭の、どんでんばかりで仕事をや  
つておる、非常に多いわけでありま  
す。われわれがこれを監視しては、そ  
の帳簿を調査して、そういうことは  
できません、できるだけそういうこと  
は、むしろ家畜商全体が、中小企  
業協同組合等も組織しまして、み  
ずから自主的に資質の向上に努め

いく、そういうようなことで、特に本年度も取引の合理化について、わずかでございませうけれども、そういう調査費をいただきますから、そういう取引の充実のほうから、そういうことなども指導していきまして、地位の向上をはかるというわけでありまして、と申しますのは、現在家畜商が信用が欠如しているということ、あるいはいろいろの何となく、あるいは、親分子分といいますが、いろいろ古い封建的な関係になつてゐるゆえんのもの、現在家畜商の家畜取引資金の状況からみましても、自己資金によるものが三〇%でございまして、農協あるいは銀行の金融機関から融資を受けているのが二〇%、その他は何かはかの家畜商から融資を受けたか、あるいは個人金融、知人あるいは加工業者、肉屋等から融通を受けているのが相当あるわけでありまして、三五%あるわけでありまして、したがって、むしろ金融等を十分あつせんいたしまして、そうしてそれぞれ家畜商が自立的に安定した取引ができるということになりますと信用も向上する。そういうようなことで、各県の団体結成を充実いたさせまして、そうしてみずからの団体で、各個人の内容も充実していく。仲間が悪ければ自分が悪いということになつてしまふのでございまして、中小企業協同組合等の組織も全部させて、組織してないのが二十数県ございまして、そういう法的な充実もやらして、帳簿の整備ということよりも、むしろ実は私どももいたしましては、家畜取引資金というふうな財団法人等も設けまして、融資に対して保証するということ、もうなことも今月末に発足したい

と存じます。そういうようなことで、家畜商の地位の安定ということをはかつていって、資質の向上に資したいと存するわけでありまして。

○森八三三君 きわめて理想的なお話なんです。そういうことを実践して参りますために、金融機関等が、都道府県なり、政府なりの奨励に従つて融資をするという場合には、回収というところが前提になります。その回収の前提を安心させるためには、やはり個々の家畜商がそれぞれ正確な記帳をして経理を明確にしておくといいことではないかと、これは資金をあつせんすると申しまして、おそれる細かい、個々の家畜商には資金は行かなくて、有力な家畜商だけに低利な資金等が回つていってしまふというところで、志と反する結果が生まれると思う。そのためには、どうしても個々の家畜商の皆さんが、そういうような金融ベースに持つてこれるというふうな点まで発展をしていかなければならない。そこには現実には非常に困難がありますので、監督等を厳重にして、外部的に信用を補完してやるといふようなことを考えなければいかぬと思うのですが、これは相当、金の要ることですから、すぐどうこうといふかもしれませんけれども、これは相当強く考えてほしいと思うのです。

最後に、取引手数料とか、報酬とかいうのですか、これは無制限なんです。ね、今の建前は、取引上の手数料、報酬といふものは、こういうものは別に制限を加えていないんです。

○政府委員(森茂雄君) 制限は加えておりません。

○森八三三君 そこで一つのこれは取引

引なんです。それから、大体の目安というものを、うも今の青果物やその他の取引でも、中央市場の場合にはこれは何ぼという法定的な会高限のあれがあります。ね、そういうものを規定してやるというところが好ましいのじゃないでしょうか。その取引金額十万円ないし十万円について幾らとか、それはただ金額だけじゃいかぬと思います。小さな動物と大きな動物とは違いますが、動物別にも考えなければいかぬと思ひますが、ある程度、取引の手数料等を目安をきめてやるということなんかも非常に大切じゃないかと思ひます。そういうものがきまつてくるといふと取引が明朗になつてくるので、そういうことがきまつておらぬと、実際取引した家畜の価格に比べて手数料が不明確になつて、こみでやつてしまふというところに私は問題があると思うのです。ですから、そういうことも一つ考へてみたらどうかと思ひます。が、どうでしょうか。

○政府委員(森茂雄君) 私どももいたしまして、先ほど申し上げましたような財団法人の家畜取引基金協会なども作りまして、そうして融資をする場合の保証をする協会なども作りまして、やはりそういう機会をねらいまして、組合なども話して、不当な取引手数料を取らないように、それはもちろん自主的な自覚によることだとは思ひますが、十分御趣旨の点は指導の面で行つていきたいと存じます。

○河野謙三君 ちょっと伺いますが、現在の家畜の頭数と家畜商の七万五千ですか、これとのバランスといふますか、どうお考へになつておりますか。

七万五千というのは家畜商としてすでに多いというのか、それとも家畜商はもう少しふえた方がいいと、こういうふうにお考へになつておりますか。それと関連して、今の私の伺うことをさらにこまかく分けて、かりに全国的に家畜頭数に対して七万五千というものが大体取引の正常化のためにバランスとれておるとしても、地区別に見ますと、家畜は非常に多いけれども、この地区には家畜商が少ないとか、家畜の数は少ないけれども家畜商が従来の何かの慣性で非常に多いとか、こういう家畜の頭数と家畜商のアンバランスの点が地区別には相当あると思ひます。ですから、それは全国的にバランスをひとつ考へて、と同時に、地区別にもバランスを考へるというところが家畜の取引正常化には非常に大きな問題だと思ひます。もちろん統制によつて、家畜商と家畜の頭数を常に一定の率に置かなければならぬというほどのものではございせんけれども、大体家畜の取引の正常化をはかるためには、そこらの一応家畜の頭数と家畜商とのバランスというものをどこに置くかという目安が役所としてあつていいと思ひます。が、どうなんでしょうか。

○藤野繁雄君 その家畜商のうちに二通りある。それはたとへば例を上げてみると、愛知県であるとか、千葉であるとかというのは家畜商人が非常に多い。その他のところは商人じゃない個人がやつてゐる、こういうことなんです。それで、商人であるところの法人であるものと個人と二通りある。一体、法人である場合と法人じゃない場合との差はどういうふうになつてくるのか。それで、そのうちで専業者といふのはわずかであつて、ほとんど大多数は農家の兼業である。将来、家畜商といふものは兼業でやらせるのか、専業でやらせるのか、それもひとつお願ひします。

○政府委員(森茂雄君) 河野先生の前に、御指摘の問題でございまして、年間取引扱い頭数の規模別の家畜商の割合を見ますと、三十頭から九十九頭まで、主としてこれは役肉用牛を扱うものについてでございまして、三十頭から九十九頭まで扱つてゐるのが五三%でありまして、これは中に入つた経理的な計算ではございせんが、肉畜、役肉用牛だけから見ますと、そういうのが中庸程度でございまして、これを基礎として、大体標準として指導の面を向けて行つていかどうかはまだ私も確信がございせん。

それから藤野先生の御指摘の、今後副業と専業とどういふふうに考へるかというところでございまして、兼業をする面についてこれを促進して行くといふことは、取引の面からは好ましくないと申ひますが、特に何といひますかね、子牛を世話してそうしてそれが飼育されて、今度親牛の飼育されたものとして、親牛と子牛をかえて行くといふような現状が一種の繋がり関係でできている関係でございまして、やはり主として中心になつて行つて、品質向上をねらつて行くといふことが一番適切な策ではないかと考へられます。

○河野謙三君 現状、年間の中間の取引扱い頭数というのを今御説明がありましたが、その程度の扱い数量ですと、かりに、家畜商である以上は

オート三輪の一台も持たなければならぬでしょうし、月間少なくとも五万円以上の収入がなくちゃいかぬでしょう。そうすると、月に五頭や七頭の取引をしておりますと、極端に言えば一頭扱ったな一万円ぐらい手数料を取らなければやって行けないということに算術計算でなりましますね。ですから、先ほど森委員からもお話がありましたたが、将来、手数料というものが少なくとも全国画一的にきめるべきでありま

すし、そのきわめる場合には、少なくとも家畜の頭数と家畜商、そのバランス、その間に平均扱いの数量は幾らぐら

いというようなことを、ひとつまず政府で原案を作つて、その原案のもとに

やはり指導されるということが私は必要じゃないかと、こういうふうに思

なです。今御説明は聞きませんが、手数料の問題は決して制限していい

い。おそろく現状は、地区によって非常に家畜の手数料というものはアンバ

ランスだと思ふ。それはやっぱり家畜の頭数と家畜商の数のアンバランスとい

うものも手数料のアンバランスになつてくる。これらも私は希望ですけ

れども、ひとつこの際、家畜取引の正常化のためには家畜商の数と家畜の

頭数というもののついて、やはりこれから畜産の十年計画を立ててにな

り、五年先には家畜商は幾ら、十年先には幾らぐらいたくはないかぬとい

う一つの立案があつてしかるべきだと、私はかように考へて、これを希望する

の修了証明書の権威ですね。私は権威のないものなら別ですけれども、かりにその修了証明書をだれの名前で出すか。それによつては家畜商は必ず額縁に入れて店にその修了証明書を飾りますよ。そうすれば、それが農家に對して信用が非常に大きく左右されるわけ

です。だから修了証明書の何か権威というものはどの程度にお考えになつて

いるのですか。

○政府委員(森茂雄君) 原則として都道府県で講習をいたすことにいたして

おりますので、都道府県が主催してやります場合には都道府県

○河野謙三君 都道府県知事ですか。

○政府委員(森茂雄君) はい。

○河野謙三君 そうすると、知事の名前で修了証明書を出すという、これ

は農村へ行くに相当権威のあるものな

んです。河野謙三の証明書じゃ権威あ

りませんけれども、修了証明書でも何

でも、知事の名前が入りますと相当権

威のあるもので、これは医学士と医学

博士というよりもっと私は権威のあるものだと思ふのです。医学博士より

も。だから、これはやはり私は修了証明書がそれだけ知事の名前で出す権威

のあるものならば、修了証明書をもら

もにとやれば自然と権威が出てきますが、試験はだれでも受けられ、それで三日間講習を受ければ自動的に修了証明書をもらえる、こういうことは、どうも私はこれに権威づけることはむずかしいと思ふのです。せめて試験をして修了証明書を出すのでなければ、講習を受ける人の資格ですね、少なくとも學歷、経験というものをひとつそこにワクを置いた方がいいじゃないかと思ふのです。どうですか。それは今のところ、お考えありませんか。

○政府委員(森茂雄君) ただいまのところ免許を受けております者を中心

に考へておつたものですから、今までの營業権も一方において尊重しなければなりませんし、そういう意味で講習

会の運用等についても、やや弾力的なことを申し上げておるわけでございま

すが、今後營業をやつていこうという者につきましては、特に法律で區別は

していませんけれども、氣持として

は、既存のものでなくて、今後やつていく者につきましては、御指摘のよう

な趣旨も汲んで運用して参りたいと存じます。

○藤野繁雄君 さっきの僕の返事がな

いが、さっきの僕の質問は、愛知と千葉は特に定畜商が多い。それで個人で

やるのと法人でやるのとどっちがいいのか。将来奨励方針は個人でやるの

が法人でやるのか。それから専業と農家の兼業だが、農家の兼業でやつた場

合において、農業経営に家畜商をやつたためにどれだけのプラスになつてい

るか、こういうふうな点をさっきお伺

したのであります。

○政府委員(森茂雄君) 現在家畜商の割合といたしましては、ほとんどが

個人でございまして。ただ、どういう商売でも、それが帳簿の整理とか、いろいろな取引の責任関係とかという関係から見ますれば、小さくとも有限会社とか、そういう近付的な経営をやるような組織がベターであるというふうに考えます。

○藤野繁雄君 今のそれだな。それならば愛知県と千葉県では個人よりも法人が多い。個人でやっているとこの場合

の利害得失を今でなくともいいですか、あとでひとつ調査して出して下さ

い。それで家畜商の一体収入というものは年間どのくらいになつて

いるのか、これも今じゃなくてもいいから、大体のもので、大きいものはこれくら

いだ、小さいものはこれくらいだ、少ないものはこれくらいだ、こういうふうなものを、あとで資料でいいからひ

とつ出して下さい。

○府府委員(森茂雄君) 承知しまし

た。

○岡村文四郎君 局長にお伺いするの

は無理かもしれませんが、私、家畜改良増殖法という法律そのものに実は疑

義があるわけなんです。私の申し上げることは、第三条の二に、「農林大臣は、政

令で定めるところにより、牛、馬、めん羊、山羊、豚」と、こう書いてあ

る。ところが一番困るのは馬なんです。実は私の父親は博愛で財産を築いた男

なんです。ですから非常に私も馬好きなんです。ところが、ずいぶん苦勞し

ました。そこで、今申し上げますことは競走馬なんです。競馬は最初は日本

と、こう変えておるわけですが、今度全部サラブなんです。その中間で繋馬、速歩馬、トロツター、これがい

いというので勧められて、今非常に困つておるのは十勝なんです。国内に種

馬がありません。御承知のように、種馬というものは、その子に種づけす

るのじゃだめなんです。牝馬はおりますが、トロミたいなものはだめになつ

て、今度新しく輸入するには一千万かかるのです。それはたいへんなので、

私はようわからぬのですが、河野農林大臣が、農林省所管の馬のうちで競走

馬というものはのけていいのじゃないかという考へを持ていちゃ困ると心配するのです。これを見ると、大臣知

らないわけじゃないでしょうが、よほど注意しなせんと、普通の馬にも

たとえばベルシュロンが非常にいいと言つてやつておつた。ところがこれは

畑に入れるのはうまくない。それよりも中間の方がいいということになつ

た。今では機械がありますからどうでもいいわけですが、一番心配するのは競走馬なんです。そこで、トロツター

が悪いとかいうと悪いのじゃありません。中間としては能力がありますし非常

にいいが、地方の草競馬じやいゝが、中央の公認競馬は馬場が痛んでだ

めだという。ですから今は地方の草競馬ならやつておる。そこで牝馬は相当

おりますが、どうしても買わなければならぬ時代にきておるわけなんです。こ

ろが、さて簡単にはいきません。一頭で一千万かかるのです。非常に奨励は

ろうかと考えておる。博勞というものは、よく申し上げておきますが、私の弟も博勞をやっております。馬は何よりも好きです。博勞というものは、もうけるか損するかの境目は、自分の持つておる馬がたとえ二足三文の馬であつても、二千万、三千万の値打があつてと考へ、また、人の馬はたとえ何千万もする馬であつても二足三文の値打しかないと思へるところにある。ですから、それはやり方が違ふのです。これに心配があつてね。極端に言われてもちよつと困ると思ふのです。馬というものを總括的につかむというふうになると、とんでもないことになると思ふ。今、中央競馬では、トロッターは馬場が痛んでだめだからいけませんというので、ちつともやつておりません、地方では馬場が痛んでもいいからやつておるのです。一番困るのはトロッターの牝馬を持つておる人です。どうしても種馬をつければ困るのです。今買つて一千万なんです。そこで今往生して、どうしたらいいかと困つてゐるのが十勝の協同組合連合会なんです。そこでこんなに陳情書を受けて、どうしたらいいかわけがわからぬ。だからよほど考へぬと、馬と頭に書いてある、一緒に奨励しているが、この始末がつくかどうか心配しているのです。ですから、あなたにお聞きするわけですよ。

○政府委員(森茂雄君) アミューズメントでやります競馬の馬につきましても、この法律で特にこうだということでは目標にいたしておりません。お家元の大臣のお話では、やはり競争馬は速い馬ということで、サラブレッドということ、目的によつてそういうふう

に分化して参ると思ひますが、本法による馬につきましても競争馬は念頭にございませぬ。

○岡村文四郎君 念頭になければ何かにしておかないと、牛、馬と書いてある。僕に言わせたら、馬、牛と書いたんだけれども、「牛、馬、めん羊、山羊、豚」と、こう書いてある。今までの議論なら、馬を先に書いて、馬、牛と書くのがほんとうだと思ふ。ところが馬がこういふふうになつてゐることは事実なんです。これは否定しませぬ。競争馬を除くならそうせんと、家畜の改良増殖法の一部を改正する法律なんです。僕はあなたをいたわつてゐるから、そんなことを申しませんけれども、僕は言ひませんが、あなたは負ける。そうじゃなしに、やつぱりどこかに穴を作つておく必要があると思ふのです。だから何も、競争馬であつて馬です。なぜやらぬということになつた場合に、工夫がみつからぬですから、今のうちに誤りのないやうに、返事ができなくて困らないやうに、返事を親切に言つておるの、何もあなたをいじめるつもりはありませぬ。

○政府委員(森茂雄君) お話しを聞いていますと、先ほど申し上げた点もいかがかと思ひますので、その点は保留いたします。

○櫻井志郎君 今、森委員と河野委員から御意見のあつたことですが、講習の問題ですけれども、農林省の關係の法律でできておる講習問題で、實際やつておる例からいふと、私は非常になつていない講習の例を、私が講習生として体得している問題が一つある。飼

料法でできておるやはり講習制度があるんですが、これは私のようないふん長い間飼料をやつておる者、それから初めて飼料をやる人も全然同じような講習方法です。内容から言ひますと新しく飼料をやるやうなものに對しては、飼料というものはいかに道徳的にやらなければならぬか、いかにまた危険なものであるか、そういうものに對してもつとびしびしやらなければならぬ講習が非常に手ぬるい。今度は、これはどうしても来国会に改正したい、ということをお考へしておるんですが、

今、局長の答弁を聞いておりますと、現に家畜商である者を対象にして考へておつた、だから全員が通過するやうにやるのだ、こういうお話なんです。そうすると、新しい家畜商にならうとする者で、あるいはその使用人にならうとする者で、この講習を受けようとする者に対しては、非常に講習の内容がルーズになる可能性が、私は別のその制度からいって非常に多いのじゃないか。むしろ厳格にひとつ考へてもらつて、現在免許を持つてゐる者でも、その講習に對して試験なる試験をやつて、試験が通らなかつたら、現に免許を持つてゐる者は猶予期間を置いて、また次に講習を受けさせるといふやうな考へ方でもつて、講習の内容の成果を實際につかまれないと、全く朝出てきて居眠りして夕方帰つていく。また朝出てきて夕方帰つていくというだけ、全く形式的な講習に終わつていく。飼料法でやつてゐる講習は、内容は全くそのとおりなんです。そうして新しくやる者は非常に危険な、人畜に危険を及ぼすやうなことがしばしば起

こる。私は答弁は要求しませんが、

も、講習内容は、やはり新しく試験を受ける者を十分に念頭に置いて、正當な講習を与えて、その講習の成果をあげたかあげなかつたかというものは何か試験制度なり何かでひとつ考へてもらつて、通らなかつた者に対しては、もちろん営業停止とか何とかいうことじやなしに、暫定期間を置いてまた次に講習を受けさせる。二度、三度と追い込んでいけばどんな人でも、ばかでもない限りは、もつともばかでは商売つとまらぬでしょうが、とにかくまじめに講習を受けてその内容をつかもうという努力はしてくれと思ふのです。十分ひとつお考へ願ひたい。

○清澤俊英君 今の講習の問題と博勞だね、家畜商というものは大体七万五千のうち、博勞がだいたい半分の、そのうち、森さん、大河原さんの質問が發展して、この法文そのままのやうにいつたら、講習さえ受ければそれで資格が得られる。初めはこういうお話のやうであつた。それが何かそれじゃ、今も桜井さんが言われるやうに、これはどうもあまりに簡単過ぎるじゃないか、こういう話で、それについては十分指導しとか何とかいうやうなことを言われたやうだが、そのところは、きりやうなやうなものが要するならば、今、桜井さんが言われたやうに、現在も七万五千の業者、これが全部私は試験でもやつたら合格者になるとは考へられない。相当の年配である人がたくさんいる。そのほうがかえつて多いのじゃないかと思ふのです。そういうやうな場合、ほとんど不合格者になるのじゃないか、試験でもやつた

ら。何かそれを、何十年もそういう商売をやつてゐる者を、すぐそこに商売をなくさせるというやうなことは、これもまた考へなければならぬ。その取り合はせにおいてちよつと不明確なものがあるやうな、どつちがほんとなのか。何かめんどうなことをして、何べんもやるやうなやらぬやうな、そのきまり方によつて七万五千の者が相当整理せられる。その整理される者かどうかというふうに取り扱つていただけるのかというところが次の問題になる。その点どうなんです。

○政府委員(森茂雄君) 講習会の制度の問題につきましても、やはり逆に、戦前に非常にちやんとした試験制度があつたことがありますが、それらの点に關連しまして、衆議院でもいろいろ御意見が出たわけでありまして、非常にハイクラスといひますか、客觀的にいひまして、何といひますか、非常に大学も出てハイクラスの方であつたとか、全然普通の教育も受けていないといひ方もありますので、講習会も區別して、技術者として十分修得しておる方は必要な面だけ講習するといふやうなこと、できるだけ、受講者によりまして十分修得していただかなければならぬ面を極力調べまして、そうして、ただいま桜井さんが御指摘になつたやうに、目的とするところと手段とが背馳しないやうに、講習会の問題につきましても十分遺憾なきを期したいと存するわけでありまして。

○清澤俊英君 わしの言ひは、それはそうお考へになることはあたりまえだと思ふのです。あたりまえだが、七万五千あるといふ現在の商売人だ、これがただ講習会という一つの形式をと

ればそれでいいんだということでは、これは問題解決しないんだ。指導するということ、それもいけないから相当の資格者を作るんだ、そして、その資格試験に合格しなければ、全部今の資格者であつてもこれは廃業させるのだ、一口に言えば、そういうことになりまうと、だいぶ違うんですね。だから、この法律からいった場合に、一応講習さえ受ければそれで資格は与えられるかどうかという事なんです。そこが非常にあいまいになっているんです。

○政府委員（森茂雄君）簡単に申し上げますれば、講習会を受講していただければ、内容を修得して講習会を受講していただければ修了証明書を出す、こういうわけでありまして。

○北村暢君 その問題に関連して。今清澤先生のお伺いしているのは、講習会を受けることによって、受けない者は免許取り消しなり何かすることになるだろう、大体減るんじゃないか、こういうことを感じてゐるんですよ。それと、今度供託するわけですが、二万円の供託というんですが、それは安過ぎるという意見もあるんですが、いずれにしても、この二つの面からこの家畜商というものの、名目は資質をよくするということだけれども、実際は七万五千の中の圧倒的部分というものは農業の兼業である。しかも、それが家畜取引の上においては親分子分というふうな形で、農家が子分の役をして、年間に一頭から十頭という取引をやつておる家畜商がずいぶんたくさんありますから、そういうふうな子分のような形でやつておる人が非常に多い。したがって、供託金まで積んでそ

ういうことをやらなくても、そんな供託金など積むんだつたらめんどろくさいからやらない。一万円も二万円も出してやるより、取引をやつてもたいした収入も上がらない、それならばやめよう、こういう者がこの法律の改正によって、何か家畜商の整理のようなのを企図しているんじゃないか。資質の向上という事は考えておられるでしようけれども、それは法律上の説明でそうなるのであつて、実際の腹は、この七万五千の零細なそういうものを何かプッシュしていくといううなことを考えているんじゃないか、こういうふうな感じがするわけですよ。

○政府委員（森茂雄君）現在免許証を出しておりますのは七万五千ありますので、こういう規定を設けますれば、現時点においては、これより上回るといふことは、新しい人が出てくれば別ですが、ないわけでありまして、この制度によつて家畜商を減らしていくという積極的な、数の積極的な意思はございませんけれども、これで対象としておりますのは、あくまでも業としてやつてゐる者でございますので、むしろ団体等の組織によりまして、みんなのグループの最終的な牽制作用によりまして資質を向上させていくというふうなことでございまして、これによつて家畜商を整理していくという積極的な意思はございません。

○政府委員（森茂雄君）現在免許証を出しておりますのは七万五千ありますので、こういう規定を設けますれば、現時点においては、これより上回るといふことは、新しい人が出てくれば別ですが、ないわけでありまして、この制度によつて家畜商を減らしていくという積極的な、数の積極的な意思はございませんけれども、これで対象としておりますのは、あくまでも業としてやつてゐる者でございますので、むしろ団体等の組織によりまして、みんなのグループの最終的な牽制作用によりまして資質を向上させていくというふうなことでございまして、これによつて家畜商を整理していくという積極的な意思はございません。

○北村暢君 整理していくということでは考へておらぬというけれども、先ほどあなたは、三十頭から九十九頭のものが五三％、これは役肉用を扱うものが五三％、それを中心に育成していくかどうかという事ですね。これについては考へはきまつてないと言われたいけれども、何かしら兼業でやるにしても何にしても、家畜商として一つの業としてやつていく場合において、ある程度の規模でなければこれは採算の点から言つたつて何たつて、私は業として適正な業とは言えないのじゃないかと思ふのですよ。したがつて、これは免許制度になつてゐるわけですから、一頭取引する場合でも免許がなければ取引できないことになつてゐるわけですね。家畜の取引というのはそういうことになつてゐるわけですが、しかし、この資料を見ましても、まあ年間にゼロから九頭までというものが相当やつぱりあるのですよ。二十九頭以下、まあ三十頭以下ですね。そういうものが相当数やつぱりあるわけですよ。そういうものは、これはまあ副業には副業かもしれないけれども、こういう人がやばり親分子分の中の子分のようなものになつて、手足になつて農家から一頭、二頭と集めてくる。それがあつて集まつてきて、親分の所に集まつてきて何頭か取引をする。こういう形態になつてゐるわけですよ。そのために適正な取引と言ひますか、というものが行なわれな。家畜には特有の取引が行なわれてゐるわけなんです。したがつて、やはり業というからには、私はやはり適正な規模でなければ業としてやらないということ、これはやはり今言つたやうな形で、手足に

使われる者が必ず出てくる、その中にさやかせぎが必ず出てくるのですから。それで、その家畜というものがその適正な価格で取引されず、非常に封建的な取引にある。これを是正するところが私はやはりこの家畜商法における最大のねらいでなければならぬと思ふのですよ。そうならば、やはり藤野さんの言つてゐる法人とか、相当信用程度のある者、しかもこれを見ましても圧倒的に個人でしよう、九九・二％まで個人でしよう、法人というものはなつてゐるのですから、そういう構成で親分子分が発生する要素というものがあつてゐるわけですから、これをやはり断ち切るということが、家畜の取引を近代化するといふことがこの商法の中に私は出でなければならぬと思ふのです。あなたの話を聞いてゐるといふと、さつぱり何が重点なんだかわからないのですよ。今の零細のものもそのままやつていく、決して減らすことでは考へてゐませんなんて、そんなことは家畜の取引の近代化なんかできませんよ。だからもう少し、やはり免許制度にして、しかも講習会という一つの制度を通らなければ認めないといふことやら、あるいは供託をしないといふと、こういう。ですから、これはやはり不良なものを淘汰したいといふ考え方は当然あると思ふのですよ。だから、そういうものをやはりそういう趣旨に合うやうな形で指導がなされなければならぬし、したがつて、講習会を終了した者に何か免状みたいなものを出すにしても、それはやはり自動車の免許だつて実際にやらしてみれば免許は出すんだから、しかもこれは自家用車で

も、業でやらない人でさえ、生命に危険があるからやるのだらうけれども、とにかくそういう近代化していこうという意欲があるならば、やはり何かの新しく出てくる家畜商というやうな者について規制する処置をとるか――まあ既得権としての家畜商といふものについては、これはだんだん整理していくので、既得権といふものを抹殺するわけにもろんないかないのですから、そう簡単にはいかないでしようけれども、少なくとも今後には新しく出てくるものといふものについては相当程度のものをやる。それと同時に、やはりこの家畜商の同業組合なんかあるやうですから、こういうものの中であつてから、そういう商取引の近代化といふものの思想といふものが現われてこなければならぬんじゃないかと思ふのです。そういうことはどういふふうに考へておられますか。

○政府委員（森茂雄君）いろいろ御指摘にあつておりますとおり、藤野先生、あるいは河野先生、北村先生から御指摘になつておりますやうには、やはり私どもの気持をいたしましては、客観的な言葉で表現すれば、資力、信用ある人、それに十分熟練する見込のある人、あるいは熱練してゐる人といふことに、客観的な言葉ではそういう方向へ充実してきたい。現在わずかに五〇〇程度の免許料で、非常に家畜商――まあ家畜市場の問題も御討議いただきましたが、家畜商の資質の悪い人がございまして、非常に取引上安定を欠く面がございまして、今回は一応こういうことで御審議を願つておりますが、私どももいたしまして

は、家畜商も団体を組織していただいて、お互いの資質の向上をはかっていくと、やはりこれも私も指導いたしますが、自主的に十分相談をしていただいて、阿々相待って、信用ある資質のいい家畜商に育て上げていくというところであります。

○清澤俊英君 まあ講習会であれするということになれば、それで一応私の質問は片づいたと思ひますので、それは是非はまた別に、今、北村さんなどの言われるとおり、非常に考えなければならぬと思ひ。

それで第三条の二項の、これも事務的な問題ですが、「従事する使用人その他の従業者として同号に該当する者を置くもの」という点だろと思ひますが、この従事者というのは、どの範囲を言われるんですか。全部これは講習会を受けなければならぬのか。資格者ですね、家畜商の業務に従事する中にはいろいろあるでしょうから、ここにいわれる——大体わかんと思ひますけれども、「従事する使用人その他の従業者として」、こうなっているんですが、どの範囲の者が講習会を受けなければならぬか。

○政府委員（森茂雄君） たとえば法人で申しますと、法人は非常にわずかでございまして、今後非常にふえてくる傾向にありますが、庶務とか文書とか、そういうような関係について従事している人でなくて、業務で實際上家畜の取引に事実行為として当たることを主として使用人と、こういうふうに考えております。

○岡村文四郎君 お伺いしますがね、非常に御意見もございまして、牛馬商の資格がなければ絶対に売り買いでき

ないということもいかぬと思ひます。と申しますことは、私のうちで今酪農をやつて、登録の上等の牛が十八頭あります。そこで、付近の人は、あそこの子が生まれたらと考へております。いい子が生まれて売らうとしても、牛馬商を通さなければならぬ、それは損なんです。自分のうちにいるものは、牛馬商がおらなければ売買もできないとなれば、これは口銭だけ損なんです。だから、若馬を買つてきて、そうしてうんと仕込んで、付近にないような仕事をしようになると、人は売つてく

れということになる。そうすると売す。そうしてまた若馬を買つてきて仕込んで、よくなるものと売す。それは博勞じゃないけれども、腕前があつて、馬を調教してやつておるわけですよ。僕のうちなんか十四、五万かの牛が一頭おりますよ。それで最高の登録牛でなければいかぬということをやつておるんですが、子が生まれても博勞が買つたでなければ売つちやいかぬという規則じゃ困ると思ひます。そうでないというのならけつこうなんです。が、そこまでとめられるという疑義がありますよ。

○政府委員（森茂雄君） 本法によつて対象としておりますのは、家畜の取引を業とする者でございまして、自分が買つてきて育てまして、そうして売るといふのを対象にいたしております。○清澤俊英君 この場合、まあ個人でしよう。個人で、細君も始終手伝いをしてる。こういうような場合、細君もやはりこの講習会を受けなければ今度は手伝いではできないわけですか。

○政府委員（森茂雄君） 設例の場合

はあれですか、主人が買つたり売つたりする仕事をしてる。そしてときどき奥さんが手伝うと、こういうわけですか。

○清澤俊英君 そうです。○政府委員（森茂雄君） 走り使ひとか、いろいろ手綱を、おやじを手伝つていくという者は対象にいたしておりません。○清澤俊英君 もう一度はつきり聞かして下さい。今何と言われたのですか。

○政府委員（森茂雄君） 家畜商の一時的な手伝いをしたりする人ですね。そういう人は対象にいたしておりません。○清澤俊英君 対象にしておらない。○政府委員（森茂雄君） はあ。○清澤俊英君 その次に、まあごく簡単ですが、家畜商と畜肉商が兼業でやつておりますが、この表から見まして千四百三十五、約一割、もっと多いのじゃないかと思ひますね。この場合の畜肉商の店員、肉屋さんの店員、これは両方やつてゐるのですがね。これはやっぱり講習会を受けなければならぬか。これはもう現に売買もやりま

す。肉屋の番頭さんはやりま。○政府委員（森茂雄君） 業としてやつておる法人に専門にそれに従事しておる者、これは対象になります。○清澤俊英君 まあ議論はありますね。非常にめんどろな問題になります。今そういう話だということ。○委員長（仲原善一君） 両案に対する質疑は本日はこの程度といたしま

午後三時三十九分散会

十月十三日本委員会に左の案件を付託された。

（予備審査のための付託は九月二十五日）

一、肥料取締法の一部を改正する法律案

案

一、家畜商法の一部を改正する法律案

一、家畜改良増殖法の一部を改正する法律案

十月十六日予備審査のため本委員会に左の案件を付託された。

一、農地法の一部を改正する法律案

一、農業協同組合法の一部を改正する法律案

一、飼料供給安定法の一部を改正する法律案（衆）

一、畜産物価格安定法案（衆）

農地法の一部を改正する法律案

農地法の一部を改正する法律案

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中第七項を第九項とし、第六項の次に次の二項を加える。

7 この法律で「農業生産法人」とは、農事組合法人、合名会社、合資会社又は有限会社で、左の各号に掲げる要件のすべてをみたしているものをいう。

一 その法人の事業が農業（これとあわせ行なう林業及び農事組合法人にあつては農業とあわせ行なう農業協同組合法（昭和二

十二年法律第百三十二号）第七十二条の八第一項第一号の事業を含む。及びこれに附帯する事業に限られること。

二 その法人の組合員又は社員（以下「構成員」という。）は、すべて、その法人に農地若しくは採草放牧地について所有権若しくは使用収益権（地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権をいう。以下同様とする。）を移転した個人（その法人の構成員となる前にこれらの権利をその法人に移転した者のうち、その移転後省令で定める一定期間内に構成員となり、引き続き構成員となつてゐる個人以外のものを除く。）若しくはその一般承継人（省令で定めるものに限る。）であるか、その法人に農地若しくは採草放牧地について使用収益権に基づく使用及び収益をさせてゐる個人であるか、その法人に使用及び収益をさせるため農地若しくは採草放牧地について所有権の移転若しくは使用収益権の設定若しくは移転に関し次条第一項若しくは第七十三条第一項の許可の申請をしてゐる個人（当該申請に対する許可があり、近くその許可に係る農地又は採草放牧地についてその法人に所有権を移転し、又は使用収益権を設定し、若しくは移転することが確実と認められる個人を含む。）であるか、又はその法人の事業に常時従事する者（前項に掲げる事由により一時的にその法人の事業

に従事する者）により一時的にその法人の事業

に常事従事することができない者で当該事由がなくなれば常時従事することとなると農業委員会が認めたと及び省令で定める一定期間内にその法人の事業に常時従事することとなること  
が確定と認められる者を含む。  
以下「常時従事者」という。であるかのいづれかであること。  
三 その法人の構成員以外の者から使用収益権の設定又は移転を受けて耕作又は養畜の事業に供している農地又は採草放牧地の面積が、それぞれ、その法人が耕作又は養畜の事業に供している農地又は採草放牧地の面積の二分の一にみたないこと。  
四 その法人の常時従事者たる構成員が、農事組合法人及び有限会社にあつては、その法人の議決権の過半数を保有し、合名会社及び合資会社にあつては、その法人の社員（業務執行権を有しないものを除く。）の過半を占めること。  
五 その法人の事業を行なうのに必要な労働力のうちその構成員以外の者に依存する部分が省令で定める基準をこえないこと。  
六 その法人の利益（農事組合法人にあつては、剰余金）の配当について、その定款で、構成員がその法人の事業に従事した程度に依してする旨又は省令で定める率をこえない範囲内において払い込まれた出資の額の割合に依してし、なお剰余があるとせば、構成員がその法人の事業に従事した程度に依してする旨

が定められていること。  
八 法人の構成員につき常時従業者であるかどうかを判定すべき基準は、省令で定める。  
第三條第一項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。  
八 農業協同組合法第十條第二項の信託の引受けの事業（以下「信託事業」という。）を行なう農業協同組合が当該信託の引受けにより所有権を取得する場合及び当該信託の終了によりその委託者又はその一般承継人が所有権を取得する場合  
第三條第二項ただし書中「第三号から第五号まで」を「第二号の二及び第三号から第五号まで」に改め、同項第一号中「世帯員」の下に「並びにその土地について耕作又は養畜の事業を行なっている農業生産法人」を加え、同項第二号の次に次の三号を加える。  
二の二 農業生産法人以外の法人が前号に掲げる権利を取得しようとする場合  
二の三 農業生産法人が所有権及び使用収益権以外の権利を取得しようとする場合  
二の四 信託の引受けにより第二号に掲げる権利を取得される場合  
第三條第二項第三号中「前号に掲げる権利を取得しようとする者」を「第二号に掲げる権利を取得しようとする者（農業生産法人を除く。）」に、「こえることとなる場合」を「こえることとなり、かつ、これらの者が、その取得後において、耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地を主としてその労働力に依存するだけでは効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行なうことができないと認められる場合」に改め、同項第四号中「第二号に掲げる権利を取得しようとする者」の下に「（農業生産法人を除く。）」を加え、「こえることとなる場合」を「こえることとなり、かつ、これらの者が、その取得後において、耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地を主としてその労働力に依存するだけでは効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行なうことができないと認められる場合」に改め、同項第五号中「第二号に掲げる権利を取得しようとする者」の下に「（農業生産法人を除く。）」を加え、同項第六号及び第七号中「一時貸し付けようとする場合」の下に「及び農業生産法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合」を加える。  
第六條第六項中「及び第六号」を「第六号、第八号及び第九号」に改める。  
第七條第一項中第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。  
八 農業生産法人の常時従事者たる構成員が所有し、かつ、その所有する住所のある市町村の区域内にある小作地又は小作採草放牧地で、その法人がその者から設定を受けた使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業に供しているもの  
九 信託事業を行なう農業協同組合が所有する小作地又は小作採草放牧地で信託事業に係る信託財産であるもの  
第七條に次の三項を加える。  
三 農業生産法人の常時従事者たる構成員以外の構成員又は農業生産法人の構成員以外の者で、従前その法人の常時従事者たる構成員であつたもの又はその法人の常時従事者たる構成員であつた者の一般承継人であるものが所有する小作地又は小作採草放牧地で、その法人がその所有する者（所有者がその法人の常時従事者たる構成員であつた者）の一般承継人である場合には、その常時従事者たる構成員であつた者）からその者がその法人の常時従事者たる構成員でなくなつた以前に設定を受けた期間の定めがある使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業に供しているものについて第一項第八号の規定の適用については、その所有者は、その使用収益権の残存期間に限り、その法人の常時従事者たる構成員とみなす。  
四 第一項第八号の規定の適用については、農業生産法人の常時従事者たる構成員が所有し、かつ、その法人がその者から設定を受けた使用収益権に基づいて耕作の事業に供している小作地でその所有者の住所のある市町村の区域の外にあるものうちその使用収益権の設定前省令で定める一定期間その所有者又はその世帯員が耕作していたものは、その所有者がその一定期間引き続いて住所を有した市町村の区域内に住所を有する間に限り、その所有者の住所のある市町村の区域内にあるものとみなす。

町村の区域内にあるものとみなす。  
五 第一項第八号及び前項の規定の適用については、小作地又は小作採草放牧地の所有者で第二條第六項に掲げる事由により、一時、その住所がその所有する小作地又は小作採草放牧地のある市町村の区域内になつたもの（前項の適用については、その事由の発生の直前の住所のある市町村の区域内になつたもの又ははなれないもの）は、その住所がその市町村の区域内にあるもの（同項の規定の適用については）その事由の発生の直前の住所のある市町村の区域内になつたもの又ははなれないものとみなす。  
第八條第一項第二号中「及び第六号」を「第六号、第八号及び第九号」に改める。  
第九條第一項中「小作地又は小作採草放牧地を」「小作地又は小作採草放牧地に」「小作地又は小作採草放牧地に」を「相当するものにつき」「他の者に譲渡しないとき」を「所有権の譲渡しないとき（第七條第一項第八号に掲げる小作地又は小作採草放牧地に該当するものでなくなつた小作地又は小作採草放牧地にあつては、省令で定めるところにより、所有権の譲渡をし、地上権若しくは永小作権の消滅をさせ、使用貸借の解除をし、合意による解約をし、若しくは返還の請求をし、又は賃貸借の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、若しくは賃貸借の更新をしない旨の通知をしなないとき）」に改め、「第三條第一項」の下に「又は第二條第一項」

を加え、その期間経過後もこれに對する処分がないときは、これに對し不許可の処分を「その期間経過後までこれに對する処分がないときも、その処分」に改める。

第十五条の次に次の一条を加える。

(農業生産法人が農業生産法人でなくなつた場合等における買収)

第十五条の二 農業生産法人が農業生産法人でなくなつた場合(農業生産法人が合併によつて解散した場合において当該合併によつて設立し、又は当該合併後存続する法人が農業生産法人でない場合を含む)において、その法人若しくはその一般承継人が所有する農地若しくは採草放牧地があるとき、又はその法人及びその一般承継人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地であるとき、又はその一般承継人の耕作若しくは養畜の事業に供されてゐるものがあるときは、国がこれを買収する。ただし、これらの土地でその法人が第三條第一項本文に掲げる権利を取得した時に農地及び採草放牧地以外の土地であつたものその他政令で定めるものについては、この限りでない。

牧地があると認めるときは、次に掲げる事項を公示し、かつ、公示の日の翌日から起算して一箇月間、その事務所で、これらの事項を記載した書類を縦覧に供しなればならない。この場合には、第八條第二項の規定を準用する。

一 その農地又は採草放牧地の所有者の氏名又は名称及び住所

二 その農地又は採草放牧地の所在、地番、地目及び面積

三 その他必要な事項

4 農業委員会は、第一項の規定による買収をすべき農地又は採草放牧地につき前項の規定により公示をした場合において、その公示の日の翌日から起算して三箇月以内に省令で定めるところにより当該法人から第二條第七項各号に掲げる要件のすべてをみたすに至つた旨の届出があり、かつ、審査の結果その届出が真実であると認められるときは、遅滞なく、その公示を取り消さなければならぬ。

5 農業委員会は、前項の規定による届出があり、審査の結果その届出が真実であると認められないときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

6 第四項の規定により公示が取り消されたときは、その公示に係る農地又は採草放牧地については、国は、第一項の規定による買収をしない。

7 第三項の規定により公示され農地若しくは採草放牧地の所有者又はこれらの土地について使用収益権に基づく使用及び収益をさせている者が、その公示に係る農地又は

は採草放牧地につき、第一項の規定による買収をすべき農地又は採草放牧地にあつては第四項に規定する期間の満了の日(その日まで同項の規定による届出があり、これにつき第五項の規定による公示があつた場合)のその公示に係る農地又は採草放牧地については、その公示の日、第二項の規定による買収をすべき農地又は採草放牧地にあつては第三項の規定による公示の日の翌日から起算して三箇月以内に、省令で定めるところにより、所有権の譲渡をし、地上権若しくは永小作権の消滅をさせ、使用貸借の解除をし、合意による解約をし、若しくは返還の請求をし、又は貸借の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、若しくは貸借の更新をしない旨の通知をしたときは、当該農地又は採草放牧地については、第一項又は第二項の規定による買収をしない。当該期間内に第三條第一項又は第二項第一項の規定による許可の申請があり、その期間経過後までこれに對する処分がないときも、その処分があるまでは同様とする。

8 第十条から第十四条までの規定は、第一項又は第二項の規定による買収をする場合に準用する。

第十七條中「第十五條第二項」の下に、「第十五條の二第八項」を加える。

第二十條第一項ただし書中「行われる場合」を「行われる場合及び解約の申入れ、合意による解約又は貸借の更新をしない旨の通知が信託

事業に係る信託財産につき行なわれる場合(その貸借がその信託財産に係る信託の引受け前から既に存していたものである場合及び解約の申入れ又は合意による解約にあつてはこれらの行為によつて貸借の終了する日、貸借の更新をしない旨の通知があつてはその貸借の期間の満了する日)がその信託に係る信託行為によりその信託が終了することとなる日前一年以内でない場合を除く。に改め、同條第二項第三号中「生計」の下に「法人にあつては、経営」を加え、同條第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 賃借人である農業生産法人が農業生産法人でなくなつた場合並びに賃借人である農業生産法人の構成員となつてゐる賃借人がその法人の構成員でなくなつて、かつ、その賃借人又はその世帯員がその許可を受けた後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地を主としてその労働力により効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行ふことができるものと認められる場合

第三十一條中「又は農業協同組合」を「農業協同組合又は農事組合法人」に改める。

第三十六條第一項中「若しくは第十五條第一項」を「第十五條第一項若しくは第十五條の二第二項第一項若しくは第二項」に改め、同項第一号中「自作農として農業に精進する見込みがあるもの」を「自作農として農業に精進する見込みがあるもの又は

農業生産法人であるもの」に改め、同項第二号中「又は農業協同組合」を「農業協同組合又は農事組合法人」に改め、同項第三号中「見込みがある者」を「見込みがある者又は農業生産法人」に改める。

第六十四條ただし書中「農業協同組合」の下に「農事組合法人」を加える。

第七十八條第一項中「第十五條第一項」の下に「第十五條の二第一項若しくは第二項」を加える。

第八十條第二項中「所有者」の下に「又はその一般承継人」を加える。

第八十五條第一項第二号中「第十五條第二項」の下に「第十五條の二第八項」を加える。

第八十七條第一項中「若しくは第十五條」を「第十五條若しくは第十五條の二」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十八條第四項中「組合員」の下に「(法人を除き、組合員たる法人の業務を執行する役員を含む)」を加える。

第二十三條第三項中「(禁治産者、準禁治産者及び禁以上の刑に処せられて執行中の者を除く。)」の下に「及び法人たる組合員」を加える。

第八十二條第二項中「議員」の下に「(法人を除き、議員たる法人

の業務を執行する役員を含む。」を加える。

第一百二十項中「及び第十五条」を「第十五条及び第十五条の二」に改める。

第一百四十条第一項中「総代」の下に「(法人を除き、総代たる法人の業務を執行する役員を含む。以下本条において同じ。)」を、「議員」の下に「(法人を除き、議員たる法人の業務を執行する役員を含む。以下本条において同じ。)」を加える。

3 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項に次の一号を加える。

三 第一号に規定する面積の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人(農地法第二條第七項に規定する農業生産法人をいう)の組合員又は社員(その耕作に従事する日数が前号の省令で定める日数に達しないと農業委員会が認めた者を除く。)

第十條第三項を次のように改める。

3 選挙人名簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第八條第一項第一号の規定による選挙人については、その氏名、住所、生年月日及び耕作の業務を営む農地の面積その他必要な事項

二 第八條第一項第二号の規定による選挙人については、その氏名、及び住所、生年月日、その他必要な事項

三 第八條第一項第三号の規定による選挙人については、その氏名、住所及び生年月日、その者が組合員又は社員となつて同号に規定する法人の名称及び耕作の業務を営む農地の面積その他必要な事項

4 土地改良法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

附則第十五項中「所有者」の下に「又はその一般承継人」を加える。

5 果樹農業振興特別措置法(昭和三十三年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項に次の一号を加える。

三 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二條第七項に規定する農業生産法人たる果樹農業者(農林省令で定めるものを除く。)

農業協同組合法の一部を改正する法律案

農業協同組合法の一部を改正する法律

農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第六條中「組合員の事業」を「その事業」に改める。

第八條中「以下組合員と総称する」を「以下この章において組合員と総称する」に改める。

令で定める事業については、政令で定める割合に改め、同条第四項中「又は第八号」を「若しくは第八号又は第二項」に、「同項第二号」を「第一項第二号」に、「同一の世帯に属する者は」を「同一の世帯に属する者、第二項の事業にあつては組合員と同一の世帯に属する者及び当該信託の引受けを行なう際に組合員又は組合員と同一の世帯に属する者であつた者は」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう農業協同組合は、組合員の委託により、次の各号に掲げる不動産を貸付けの方法により運用すること又は売却することを目的とする信託の引受けを行なうことができる。

一 信託の引受けを行なう際その委託をする者の所有に係る農地(農地法第二條第一項に規定する農地をいう)又は採草放牧地(同項に規定する採草放牧地をいう。)

二 前号に規定する土地にあわせて当該信託をすることを相当とする省令で定めるその他の不動産で信託の引受けを行なう際その委託をする者の所有に係るもの

第十條の五の次に次の六条を加える。

第十條の六 農業協同組合が、第十條第二項の信託の引受けの事業を行なうときは、信託規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない。

前項の信託規程には、事業の実

施方法及び信託契約に關して省令で定める事項を記載しなければならない。

信託規程の変更又は廢止は、行政庁の承認を受けなければ、その効力を生じない。

第十條の七 第十條第二項の信託の引受けの事業を行なう農業協同組合への信託の委託者又はその一般承継人は、受益者となり、信託の利益の全部を受ける。

第十條第二項の信託の引受けの事業を行なう農業協同組合は、他の者と共同して信託の引受けをすることができない。

第十條第二項の信託の引受けの事業を行なう農業協同組合は、その引き受けた信託に係る事務を他の者に委託して処理させることができる。

第十條の八 第十條第二項の信託の引受けの事業を行なう農業協同組合は、当該信託に係る不動産を信託行為に基づき貸し付け、又は売却する場合に、信託の本旨に従うほか、組合員又は信託規程で定めるその他の者の農業経営の改善に資することとなるように配慮してしなければならない。

第十條の九 第十條第二項の信託の引受けの事業を行なう農業協同組合については、信託法第二十三條、第四十六條、第四十七條及び第五十八條に規定する裁判所の権限は、行政庁に属する。

第十條の十 第十條第二項の信託の引受けの事業を行なう農業協同組合への信託は、信託法第五十六條の規定によるほか、次の各号の一

に該当する場合には、終了する。

一 当該農業協同組合が受託者の任務を辭したとき。

二 信託法第四十四條の規定により受託者の任務が終了したとき。

三 信託法第四十七條の規定により受託者が解任されたとき。

四 当該農業協同組合が解散(合併による解散を除く)をしたとき、又は当該農業協同組合の信託規程に係る第十條の六第一項の承認の取消があつたとき。

第十條の十一 第十條第二項の信託の引受けの事業を行なう農業協同組合への信託には、信託法第七條第二十二條第一項ただし書、第二十六條、第四十一條、第四十二條、第四十五條、第四十八條、第四十九條及び第六十六條から第七十三條までの規定は、適用しない。

第十二條第一項中第四号を削り、第三号とし、第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第七十二條の第一項第二号の事業を行なう農事組合法人並びに農業の経営(これとあわせ行なう林業の経営を含む。)及びこれに附帶する事業のみを行なうその他の法人

第十二條第一項に次の一号を加える。

五 農事組合法人等当該農業協同組合の地区内に住所を有する農民が主たる構成員となつて、団体が協同組織のもとに当該構成員の共同の利益を増進することを目的とするものその他当該

農業協同組合の地区内に住所を有する農民が主たる構成員又は出資者となつてゐる団体（第二号及び前号に掲げる者を除く）第十二条第二項に次の一号を加える。

三 組合が主たる構成員又は出資者となつてゐる法人（前二号に掲げる者及び農業協同組合中央会を除く。）

第十六条第一項ただし書中「第十二条第一項第二号乃至第四号又は第二項第二号若しくは第三号」に改め、同条第二項中「議決権」の下に「又は選挙権」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合には、その組合員と同一の世帯に属する者又は他の組合員（准組合員を除く。）でなければ、代理人となることができない。

第十六条第三項中「議決権」の下に「又は選挙権」を加え、同条第四項中「二人」を「五人」に改める。

第三十一条の二第一項中「共済規程」の下に、「信託規程」を加える。

第三十八条第一項中「規約」の下に、「共済規程、信託規程」を加え、同条第二項第四号中「払込済みの出資」を「払込済みの出資」に改める。

第四十条第二項中「若しくは共済規程」を、「共済規程若しくは信託規程」に改める。

第四十四条第一項第二号中「及び

共済規程」を、「共済規程及び信託規程」に改める。

第四十八条第六項ただし書を削り同項に後段として次のように加える。

この場合において、第十六条第二項後段中「その組合員と同一の世帯に属する者又は他の組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「他の組合員（准組合員を除く。）」と同条第四項中「五人」とあるのは「二人」と読み替へるものとする。

第四十八条に次の一項を加える。

総代会においては、前項の規程にかかわらず、役員は選挙又は選任及び総代の選挙並びに定款の変更解散及び合併の決議をすることができない。

第五十二条第二項を次のように改める。

剰余金の配当は、定款で定めるところにより、組合員の出資組合の事業の利用分額の割合に

応じ、又は年八分以内において政令で定める割合をこえない。

範囲内で払込済みの出資の額に

応じてしなければならない。

第五十八条第六項中「議決権」の下に「又は選挙権」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合には、第十六条第二項後段の規定を準用する。

第六十六条第一項中「組合員（准組合員及び法人たる組合員を除く。）又は会員たる組合」を「農業協同組合にあっては第十二条第一号の規定による組合員、農業協同組合連合会にあっては同条第二項第一号の規定による組合員たる組合」に改め、同条第三項「第一項を削り、同条に次の一項を加える。

第一項の規定による理事の選任については、第三十条第十項本文の規定を準用する。

第七十三条を第七十二条の二とし、同条の次に次の一章を加える。

第二章の二 農事組合法人

第七十二条の三 農事組合法人は、その組合員の農業生産についての協業を図ることによりその共同の利益を増進することを目的とする。

第七十二条の四 農事組合法人は、その名称中に農事組合法人という文字を用いなければならない。

農事組合法人でない者は、その名称中に農事組合法人という文字を用いてはならない。

第七十二条の五 農事組合法人は、法人とする。

第七十二条の六 農事組合法人（法人税法第九条第七項の規定の適用を受けるものに限る。）の所得のうち、組合員のその事業の利用分額の割合又は組合員がその事業に従事した程度に応じて当該農事組合法人が配当した剰余金の金額に相当するものについては、当該農事組合法人には、租税を課さない。

第七十二条の七 農事組合法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

第七十二条の八 農事組合法人は、次の事業の全部又は一部を行なうことができる。

一 農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

二 農業の経営（これとあわせ行なう林業の経営を含む。）

三 前二号の事業に附帯する事業組合員に出資をさせない農事組合法人（以下非資農事組合法人という。）は、前項の規定にかかわらず、同項第二号の事業を行なうことができる。

第七十二条の九 前条第一項第二号の事業を行なう農事組合法人の当該事業に常時従事する者のうち、組合員及び組合員と同一の世帯に属する者以外のものの数は、その常時従事する者の数の五分の一をこえてはならない。

第七十二条の十 農事組合法人の組合員たる資格を有する者は、農民で定款で定めるものとする。

第七十二条の十一 農事組合法人の定款には、次の事項を記載しなければならない。ただし、非出資農事組合法人の定款には、第一号のうち第二十八条第一項第六号、第八号及び第九号に掲げる事項を記載しなくてもよい。

一 第二十八条第一項第一号から第六号まで、第八号、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる事項。

二 役員の定数、職務の分担及び

任免に関する規定。前項の定款には、第二十八条第三項及び第四項の規定を準用する。

第七十二条の十二 農事組合法人に、役員として理事を置く。

農事組合法人は、定款で定めるところにより、役員として監事を置くことができる。

農事組合法人の役員は、定款で定めるところにより、総会において選任する。

農事組合法人の理事は、その組合員でなければならない。

農事組合法人の理事は、監事と兼ねてはならない。

第七十二条の十三 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 毎事業年度の事業計画の設定及び変更

三 事業報告書、財産目録、貸借対照表及び剰余金処分案又は損失処理案農事組合法人は定款を変更したときは、変更の日から二週間以内に、変更に係る事項を行政庁に届け出なければならない。

第七十二条の十四 次の事項は、農事組合法人の総組合員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 定款の変更

二 農事組合法人の解散及び合併

三 組合員の除名

第七十二条の十五 組合員に出資をさせる農事組合法人（以下分資農事組合法人という。）は、損失をうめ、第七十三条第二項において準用する第五十一条第一項の準備

金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。

剰余金の配当は、定款で定めるところにより、組合員の出資農事組合法人の事業の利用分金の割合若しくは組合員がその事業に従事した程度に應じ、又は年八分以内において政令で定める割合をこえない範囲内で払込済みの出資の額に應じてしなければならない。

第七十二条の十六 農事組合法人は、設立するには、五人以上の農民が発起人となることを必要とする。

発起人は、共同して、定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

前項の規定による理事の選任については、第七十二条の十二第四項の規定を準用する。

農事組合法人は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記簿の謄本及び定款を添えて、その旨を行政庁に届け出なければならない。

第七十二条の十七 農事組合法人は、第七十三条第四項において準用する第六十四条第一項の規定による場合のほか、組合員が五人未満になり、そのなった日から引き続き六月間その組合員が五人以上にならなかった場合においても、その六月を経過した時に解散する。

農事組合法人は、第七十三条第四項において準用する第六十四条第一項第二号及び第五号の事由以外の事由により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を行政庁に届け出なければならない。

ない。

第七十二条の十八 第七十三条第四項において準用する第六十六条第一項の規定による設立委員の選任については、第七十二条の十四の規程を準用する。

第七十三条第四項において準用する第六十六条第一項の規定による理事の選任については、第七十二条の十二第四項の規定を準用する。

農事組合法人は、合併したときは、合併の日から二週間以内に、登記簿の謄本（合併によつて設立した農事組合法人にあつては、登記簿の謄本及び定款）を添えて、その旨を行政庁に届け出なければならない。

第七十三条 農事組合法人の組合員には、第十三条、第十四条、第十八条及び第二十一条から第二十七条まで、民法第六十五条第一項及び第二項並びに有限会社法第十四条、第十六条第一項及び第五十四条の規定を準用する。この場合において、第十三条第四項中「第七七条の規定による経費の負担の外」とあるのは「本法に別段の定めがある場合のほか」と、有限会社法第十四条中「第七七条第二号及第三号ノ財産」とあるのは「現物出資ヲ為ス者ノ出資ノ目的タル財産」と、同法第十六条第一項中「前二条」とあるのは「農業協同組合法第七十三条第一項ニ於テ準用スル有限会社法第十四条」と、同法第五十四条第一項中「第四十九条第一号及第二号ノ財産ノ資本増加当時」とあるのは「出資

農事組合法人ノ成立後現物出資ヲ為ス者ノ出資ノ目的タル財産ノ出資當時」と、「資本増加ノ決議ニ依リ」とあるのは「当該財産ノ出資ニ付為サレタル定款ノ変更ノ決議ニ依リ変更セラレタル定款ニ」と読み替へるものとする。

農事組合法人の管理には、第三

十一条第二項、第三十一条の二、第三十八条、第三十九条、第四十条、第四十一条から第三十項まで、第五十一条第一項から第三項まで、第五十三条及び第五十四条民法第四十四条第一項、第五十二条第二項、第五十三条から第五十七条まで及び第五十九条から第六十二条まで並びに商法第二百五十四條第三項第二百五十六條第三項及び第二百五十八條第一項の規定を準用する。この場合において、第三十一条の二中「理事」とあるのは「役員」と、第四十七條後段中「農業協同組合法第三十七條第三項」とあるのは「農業協同組合法第三十七條第二項ニ於テ準用スル民法第六十二條」と民法第五十六條中「裁判所ハ利害關係人又は檢察官」とあるのは「行政庁は農事組合法人ノ組合員其ノ他利害關係人」と、同法第五十七條中「前条ノ規定」とあるのは「總會ノ決議」と、商法第二百五十四條第三項及び第二百五十八條第一項中「取締役」とあるのは「役員」と同法第二百五十六條第三項中「取締役」とあるのは「役員」と同法第二百五十六條第三項中「前二項」とあるのは「農業協同組合法第七十三条第二項ニ於テ準用スル同法第三十一条第一項と読み替へるものとする。

農事組合法人の設立には、第六十二条及び第六十三条第一項の規定を準用する。この場合において第六十二条第一項中「第五十九条第一項の認可があつたときは、発起人は」とあるのは、「発起人は、理事を選任したときは」と読み替へるものとする。

農事組合法人の解散及び清算には、第六十四条第一項、第六十五条第一項及び第四項、第六十六条第一項第六十七條、第六十八條、第六十九條第一項並びに第七十条から第七十二条の二までの規定を準用する。この場合において、第七十二条の二後段中「農業協同組合法第六十九条」とあるのは、「農業協同組合法第七十三条第四項ニ於テ準用スル同法第六十九條第一項」と読み替へるものとする。

第七十三条の二十五第三項中「この場合において」の下に、「第十六條第二項後段中「その組合員と同一の世帯に属する者又は他の組合員（準組合員を除く）」とあるのは「都道府県中央会の總會にあつては他の正会員（第七十三条の二十二第二項の規定により代議員をもつて總會を組織する都道府県中央会の總會にあつては、正会員たる組合の理事）、全國中央会の總會にあつては正会員の會長」と、同条第四項中「五人」とあるのは「二人」とを加える。

第七十四条第一項中「組合の設立」を「組合又は農事組合法人の設立」に改め、「出資組合」を「非出資農事組合法人」にあつては発起人が

役員を選任した日から、出資組合又は出資農事組合法人に改め、同条第二項中「組合の設立」を「組合又は農事組合法人の設立」に改め、「出資組合」の下に「又は出資農事組合法人」を加え、「払い込んだ出資」を「払込済みの出資」に改め、同条第五項中「組合」の下に「若しくは農事組合法人」を加える。

第七十五条第一項及び第七十六条第一項中「組合」の下に「若しくは農事組合法人」を加える。

第七十七条第二項中「払い込んだ出資」を「払込済みの出資」に改める。

第七十八条中「組合」の下に「若しくは農事組合法人」を加える。

第七十九条中「組合が合併をしたときは」を「組合又は農事組合法人が合併する場合において、合併に必要な行為を終つたときは」に改め、「存続する組合」の下に「又は農事組合法人」を、「消滅する組合」の下に「又は農事組合法人」を加え、「設立した組合」を「設立する組合又は農事組合法人」に改める。

第八十一条中「組合」の下に「若しくは農事組合法人」を加える。

第八十二条第一項中「組合」の下に「若しくは農事組合法人」を加え、同条第二項中「農業協同組合連合会登記簿」の下に「農事組合法人登記簿」を加える。

第八十三条第一項中「組合」の下に「若しくは農事組合法人」を加え、同条第三項中「出資組合」の下に「又は出資農事組合法人」を、「第六十五条第四項」の下に「（第七十三条第四項において準用する場合

合を含む。」を加える。

第八十五条第一項中「組合」の下に「若しくは農事組合法人」を加え、同条第三項中「出資組合」の下に「若しくは出資農事組合法人」を、「第六十五条第四項」の下に「(第七十三条第四項において準用する場合を含む。）」及び第七十三条第二項」を加える。

第八十六条第一項中「組合」の下に「(若しくは農事組合法人)」を加え、同条第三項中「組合」の下に「又は農事組合法人」を加える。

第八十七条第一項中「消滅した組合」を「消滅する組合又は農事組合法人」に改める。

第八十九条第一項中「組合」の下に「若しくは農事組合法人」を加え、同条第二項中「第七十三条の三十第三項」を「第七十三条第四項及び第七十三条の三十第三項」に改める。

第九十二条中「組合」の下に「若しくは農事組合法人」を加える。

第九十三条中「組合」の下に「農事組合法人」を、「当該組合」の下に「農事組合法人」を加え、

「若しくは共済規程」を、「共済規程若しくは信託規程」に、「中央会」にあつては、会員。以下本章において同じ。」を「組合にあつては組合員又は会員、農事組合法人にあつては組合員、中央会にあつては会員をいう。以下同じ。」に改める。

第九十四条第一項中「若しくは共済規程」を、「共済規程若しくは信託規程」に改め、同条第二項中「組合」の下に「若しくは農事組合法人」を加え、「若しくは共済規程」

を、「共済規程若しくは信託規程」に改め、「当該組合」の下に「若しくは農事組合法人」を加える。

第九十四条の二第二項中「若しくは共済規程」を、「共済規程若しくは信託規程」に改める。

第九十五条第一項中「当該組合」の下に「若しくは農事組合法人」を加え、「若しくは共済規程」を、「共済規程若しくは信託規程」に改め、同条第二項中「組合」の下に「若しくは農事組合法人」を加え、同条第三項中「共済規程」の下に「又は信託規程」を、「第十条の二第一項」の下に「又は第十条の六第一項」を加える。

第九十五条の二中「当該組合」の下に「又は農事組合法人」を加え、同条第一号及び第三号中「組合」の下に「又は農事組合法人」を加える。

第九十五条の三第一項中「当該組合」の下に「又は農事組合法人」を加える。

第九十六条中「總會」を「組合又は中央会の總會」に改める。

第九十八条第一項中「第六十八条」の下に「(第七十三条第四項において準用する場合を含む。）」を加え、「中央会及び」を「中央会並びに」に改め、「組合」の下に「及び農事組合法人」を加える。

第一百条第二項中「組合」の下に「若しくは農事組合法人」を加える。

第一百一条各号列記以外の部分及び同条第一号中「組合」の下に「若しくは農事組合法人」を加え、同条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 第十条の六第一項の規定に違反したとき。

第一百一条第五号中「第七十三条の十三」を「第七十三条第一項並びに第七十三条の十三」に改め、同条第六号中「の規定」を「又は第七十二條の十二第五項の規定」に改め、同条第八号中「これらの規定を」の下に「第七十三条第二項及び」を加え、同条第九号中「第六十五條第四項」の下に「(第七十三條第四項において準用する場合を含む。）」及び第七十三條第二項」を、「出資組合の下に「若しくは出資農事組合法人」を加え、同条第十号中「第五十一條又は第五十二條」を「第五十一條第一項から第三項まで(第七十三條第二項において準用する場合を含む。）」若しくは第四項、第五十二條又は第七十二條の十五」に改め、同条第十一号中「第五十四條」の下に「(第七十三條第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第十二号中「第六十四條第四項」の下に「第七十二條の十三第二項、第七十二條の十六第四項、第七十二條の十七第二項又は第七十二條の十八第三項」を加え、同条第十三号中「これらの規定を」の下に「第七十三條第四項及び」を加え、同条第十四号中「第七十三條の三十」を「第七十三條第四項及び第七十三條の三十」に改め、「組合」の下に「若しくは農事組合法人」を加え、同条第十五号から第十七号までの規定中「第七十三條」を「第七十二條の二(第七十三條第四項において準用する場合を含む。）」に改める。

第一百二条中「第四條第二項」の下

に「第七十二條の四第二項」を加える。

### 附 則

1 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現にその名称中に農事組合法人という文字を用いている者は、この法律の施行後一年以内にその名称を変更しなければならぬ。

3 改正後の農業協同組合法第七十二條の四第二項の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

4 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「農業協同組合連合会」の下に「農事組合法人」を加える。

5 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第六号中「若ハ商工組合連合会」を、「商工組合連合会若ハ農事組合法人」に改める。

6 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第九條第七項中「農業協同組合連合会」の下に「農事組合法人(農業協同組合法第七十二條の八第一項第二号の事業を行なう農事組合法人でその事業に従事する組合員に対し俸給、給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。）」を加

える。

第九條の三中「漁業生産組合」を「農事組合法人、漁業生産組合」に改める。

7 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第九十四條の八第三項ただし書中「農事協同組合」の下に「農事組合法人」を加える。

8 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の二十二第四項第一号中「及び農業協同組合連合会」を「農業協同組合連合会及び農事組合法人(農業協同組合法第七十二條の八第一項第二号の事業を行なう農事組合法人でその事業に従事する組合員に対し俸給、給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。）」に改める。

飼料需給安定法の一部を改正する法律案  
飼料需給安定法の一部を改正する法律

飼料需給安定法(昭和二十七年法律第三百五十六号)の一部を次のように改正する。

第一條中「売渡を行うこと」の下に「政府の所有に係る小麦の売渡について条件を附すること等」を加える。

第二條中「とうもろこし」の下に「大豆油かす、大豆」を加える。  
第三條中「輸入飼料の買入、保管及び売渡」を「飼料の需給及び価格

の安定」に改め、同条に次の一項を加える。

2 農林大臣は、飼料需給計画を定め、又は変更しようとするときは、飼料需給安定審議会にはからなければならない。

第五条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による輸入飼料の売渡は、養畜を行なう者が直接又は間接の構成員となつている農業協同組合又は農業協同組合連合会（以下「実需者団体」という。）に對し行なうものとする。

第五条第三項中「国内の」の下に「畜産物及び」を加える。

第七条の見出しを「（政府所有小麦の売渡に関する措置）」に改め、同条第一項中「国内の飼料の需給がひつ迫しその価格が著しく騰貴した場合において、これを安定させるため特に必要があると認めるときは、飼料需給安定審議会にはからし、」を改める。

第七条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定によりふすまの価格を制限する場合には、政令で定めるところにより、小麦の売渡価格、小麦の製粉の費用、小麦粉及びふすまの市価その他の経済事情を参しやくし、その価格の最高限度を定めてするものとする。

第七条の次に次の一条を加える。

（政府所有小麦等の売渡し）

第七条の二 政府は、国内の飼料の

需給がひつ迫しその価格が著しく騰貴した場合において、これを安定させるため特に必要があると認めるときは、飼料需給安定審議会にはからし、実需者団体に対し、その所有に係る小麦又ははだか麦を、それらの原価にかかわらず、国内の畜産物及び飼料の市価その他の経済事情を参しやくし、畜産業の経営を安定せしめることを旨として定める価格で売り渡すことができる。

2 第六条の規定は、前項の規定により小麦又ははだか麦の売渡しをする場合につき準用する。

第八条中「輸入飼料を売り渡したとき」の下に「前条第一項の規定により小麦又ははだか麦を売り渡したとき」を加え、「前条第一項」を「第七条第二項」に改め、「売り渡した輸入飼料」の下に「小麦若しくははだか麦」を加える。

第九条第一項中「加工業者」の下に「第七条の二第一項の規定による小麦若しくははだか麦の売渡を受けた者」を加え、輸入飼料又は「輸入飼料、政府の売渡に係る小麦若しくははだか麦又は」に改める。

第十条第四項中「農林大臣及び」を削り、「三十人」を「二十人」に改める。

第十条第五項第三号及び第四号を次のように改める。

三 飼料に關し学識経験のある者のうちから農林大臣が任命した者

四 実需者団体を代表する者のうちから農林大臣が任命した者

六人以上

五 輸入飼料の輸入業者又は飼料の生産者を代表する者のうちから農林大臣が任命した者

三人以内

第十條第六項を次のように改める。

6 審議会に会長を置く。会長は、委員のうちから互選する。

第十條第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「委員」の下に「及び専門委員」を加え、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 専門の事項を調査させるために、審議会に、専門委員を置くことが出来る。専門委員は、飼料に關し学識経験のある者のうちから審議会の推薦に基づいて農林大臣が任命する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十條第四項、第五項及び第六項の改正規定は、この法律の公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

畜産物価格安定法案

（目的）

2 この法律において「指定乳製品」とは、バター、脱脂粉乳、練乳その他政令で定める乳製品であつて、農林省令で定める規格に適合するものをいう。

3 この法律において「指定食肉」とは、豚肉その他政令で定めて家畜の内であつて、農林省令で定める規格に適合するものをいう。

（需給計画）

第三条 農林大臣は、毎年度、当該年度の開始の日から一箇月前までに、畜産物価格安定審議会の意見を聞いて、政令で定めるところにより、次の需給計画を定める。

一 生乳、飲用牛乳及び指定乳製品の需給計画

二 指定食肉の需給計画

三 鶏卵の需給計画

四 前項の需給計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 前年度からの繰越数量

二 生産見込数量及び輸入見込数量

の需給計画を変更することが出来る。

5 農林大臣は、前項の規定により第一項の需給計画を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る事項を告示しなければならない。

（基準価格）

第四条 農林大臣は、毎年度、当該年度の開始の日から一箇月前までに、畜産物価格安定審議会の意見を聞いて、次の基準価格を定める。

一 生乳の基準価格

二 飲用牛乳の基準価格

三 指定乳製品の基準価格

四 指定食肉の基準価格

五 鶏卵の基準価格

2 生乳、指定食肉又は鶏卵の基準価格は、政令で定めるところにより、生産費を基準とし、物価その他の経済事情を参酌し、生乳、指定食肉又は鶏卵の再生産を確保することを旨として定めるものとする。この場合において、生産費に含まれる自家労働の価額は、他産業に従事する労働者の賃金の額と同一水準のものでなければならない。

の需給計画を変更することが出来る。

5 農林大臣は、前項の規定により第一項の需給計画を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る事項を告示しなければならない。

（基準価格）

第四条 農林大臣は、毎年度、当該年度の開始の日から一箇月前までに、畜産物価格安定審議会の意見を聞いて、次の基準価格を定める。

一 生乳の基準価格

二 飲用牛乳の基準価格

三 指定乳製品の基準価格

四 指定食肉の基準価格

五 鶏卵の基準価格

2 生乳、指定食肉又は鶏卵の基準価格は、政令で定めるところにより、生産費を基準とし、物価その他の経済事情を参酌し、生乳、指定食肉又は鶏卵の再生産を確保することを旨として定めるものとする。この場合において、生産費に含まれる自家労働の価額は、他産業に従事する労働者の賃金の額と同一水準のものでなければならない。

必要があると認めるときは、畜産物価格安定審議会の意見を聞いて、前条の基準価格を改定することができる。

2 第三条第五項の規定は、前項の場合に準用する。

(生乳の価格に関する勸告)

第六条 農林大臣又は都道府県知事は、政令で定めるところにより、乳業者（酪農振興法（昭和二十九年法律第八十二号）第二条第二項の乳業を行なう者をいう。以下同じ。）が生乳の基準価格に達しない価格で生乳を買い入れ、又は買い入れるおそれがあると認めるときは、当該乳業者に対し、その価格を少なくともその基準価格に達するまで引き上げるべき旨を勧告するものとする。

2 農林大臣又は都道府県知事は、前項の規定による勧告をしたときは、その旨を公表することができる。

(指定乳製品の生産等に関する計画)

第七条 生乳の生産者が直接又は間接の構成員となつて法人で農林省令で定めるもの（以下「生乳生産者団体」という。）は、生乳の価格をその基準価格まで引き上げ又は生乳の価格がその基準価格を下ることを防止するため、毎年度、当該年度の開始の日までにその構成員の生産する生乳を原料とする指定乳製品の生産（他に委託する生産を含む）、保管又は販売に関する計画を定め、農林大臣の認定を受けることができる。

2 乳業者、乳業者が組織する中小

企業等協同組合又は乳業者たる農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が直接若しくは間接の構成員となつている農業協同組合連合会（以下これを「乳業者等」という。）は、指定乳製品の価格をその基準価格まで引き上げ、又は指定乳製品の価格がその基準価格を下ることを防止するため、毎年度、当該年度の開始の日までにその者又はその構成員の生産する指定乳製品の保管又は販売に関する計画を定め、農林大臣の認定を受けることができる。

3 指定食肉に係る家畜の生産者が直接若しくは間接の構成員となつて法人で農林省令で定めるもの（以下「指定食肉生産者団体」という。）又は鶏卵の生産者が直接若しくは間接の構成員となつて法人で農林省令で定めるもの（以下「鶏卵生産者団体」という。）は、指定食肉若しくは鶏卵の価格をその基準価格まで引き上げ、又は指定食肉若しくは鶏卵の価格がその基準価格を下ることを防止するため、毎年度、当該年度の開始の日までにその構成員の生産する家畜（当該団体の委託を受けて生産するものを含む。）に係る指定食肉又は鶏卵の保管又は販売に関する計画を定め、農林大臣の認定を受けることができる。

4 農林大臣は、前三項の計画が農林省令で定める基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

第八条 生乳生産者団体、乳業者等、指定食肉生産者団体又は鶏卵

生産者団体は、前条第一項、第二項又は第三項の認定を受けた計画を定める基礎となつた事情と異なる事情が生じ又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、農林大臣の認定を受けて当該計画を変更することができる。

2 前条第四項の規定は、前項の認定について準用する。

第九条 農林大臣は、第七条第一項第二項の認定をした計画の実施により、生乳、指定乳製品、指定食肉又は鶏卵の時価がそれぞれの基準価格をこえて騰貴し、又は騰貴するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、生乳生産者団体、乳業者等、指定食肉生産者団体又は鶏卵生産者団体に対し、当該計画の変更を命ずることができる。

(指定乳製品の生産の委託に応ずべき旨の命令)

第十条 農林大臣は、生乳生産者団体が第七条第一項の認定を受けた他に委託する指定乳製品の生産に関する計画を実施しようとする場合において、当該計画に係る乳業者が正当な理由がないのにその生産の委託に応じないときは、その生乳生産者団体の申出により、当該乳業者に対し、その委託に応ずべき旨を命ずることができる。

第十一条 政府は、第一条の目的を達成するため、政令で定めるところにより、第七条第一項又は第三項の計画につき同条第一項又は第三項の認定を受けた生乳生産者団

体又は指定食肉生産者団体の売渡しの申込みにより、当該計画に係る指定乳製品又は指定食肉をその基準価格に金利保管料等に相当する額を加算した価額で買い入れるものとする。

(政府の売渡し)

第十二条 政府は、前条又は第十四条第二項の規定により買い入れた指定乳製品又は指定食肉をその需給事情を勘案し、指定乳製品又は指定食肉の時価がその基準価格の水準において安定するように売り渡すものとする。

2 前項の規定による売渡しは、一般競争入札の方法によるものとする。ただし、学校給食その他政令で定める特定の用途に供するため売り渡す場合には、随意契約その他の方法によることができる。

3 前項ただし書の規定により売り渡す場合における売渡価格は、政令で定めるところにより、時価よりも低い価格とすることができる。

(交換)

第十三条 政府は、その保管する指定乳製品又は指定食肉の品質の低下により損失を生ずるおそれがある場合は、これを同一の規格及び数量の指定乳製品又は指定食肉と交換することができる。この場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で清算するものとする。

(乳製品又は食肉の輸入)

第十四条 乳製品（政令で定めるものに限る。以下次項及び次条において同じ。）又は食肉（政令で定

めるものに限る。以下次項及び次条において同じ。）の輸入は、政令で定めるところにより、農林大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により、農林大臣の許可を受けて乳製品又は食肉の輸入をした者は、政令で定めるところにより、その輸入した乳製品又は食肉を政府に売り渡さなければならない。

3 前項の場合における政府の買入の価格は、政令で定めるところにより、畜産物価格安定審議会の意見を聞いて、農林大臣が定める。

(飲用牛乳の価格に関する勸告)

第十五条 農林大臣又は、都道府県知事は飲用牛乳の時価がその基準価格をこえて著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、飲用牛乳に係る乳業者等に対し、政令で定めるところにより、飲用牛乳の時価がその基準価格の水準において安定するようにするため、必要な勧告をするものとする。

2 第六条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(生乳生産者団体等に対する助成措置)

第十六条 政府は、第七条第一項、第二項又は第三項の規定により、指定乳製品の生産、保管若しくは販売に関する計画、指定乳製品の保管若しくは販売に関する計画又は鶏卵の保について農

鶏卵の保管若しくは販売に関する  
について農林大臣の認定を受けた  
生乳生産者団体、乳業者等、指定  
食肉生産者団体又は鶏卵生産者団  
体に対し、政令で定めるところに  
より、当該計画の実施に要する経  
費について助成を行なうものとす  
る。

(報告の徴取等)

第十七条 農林大臣は、この法律を  
施行するため必要があるときは、  
生乳生産者団体、乳業者等、指定  
食肉生産者団体、鶏卵生産者団体  
又は乳製品若しくは食肉の輸入業  
者から必要な事項の報告を徴し、  
又はその職員にこれらの者の事務  
所、事業所、倉庫等に立ち入らせ、  
帳簿書類その他業務に関するある  
物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検  
査をする場合には、その身分を示  
す証明書を携帯し関係人に提示し  
なければならぬ。

3 第一項の規定による立入検査の  
権限は、犯罪捜査のために認めら  
れたものと解してはならない。

(畜産物価格安定審議会)  
第十八条 農林省に畜産物価格安定  
審議会(以下「審議会」という。)  
を置く。

2 審議会は、農林大臣の諮問に応  
じ、牛乳、乳製品、食肉及び鶏卵  
の需給の安定、流通の改善、消費  
の拡大及び価格の安定に関する重  
要事項を調査審議する。

3 審議会は、前項の事項につき、  
関係行政庁に建議することができ  
る。

4 審議会は、次に掲げる者につ

き、農林大臣が任命する委員十七  
人以内で組織する。

一 衆議院議員のうちから衆議院  
が指名した者 五人

二 参議院議員のうちから参議院  
が指名した者 三人

三 生乳生産者団体、乳業者等、  
指定食肉生産者団体又は鶏卵生  
産者団体を代表する者 六人以内

四 学識経験のある者 三人以内

5 専門の事項を調査するために、  
審議会に、専門委員を置くことが  
できる。専門委員は、牛乳、乳製  
品、家畜、食肉又は鶏卵の生産、  
集荷、保管販売又は消費に関し学  
識経験のある者のうちから、審議  
会の推薦に基づいて農林大臣が任  
命する。

6 委員及び専門委員は、非常勤と  
する。

7 前各項に規定するもののほか、  
審議会の組織及び運営に関し必要  
な事項は、政令で定める。

(罰則)  
第十九条 第十四条第一項又は第二  
項の規定に違反した者は、三年以  
下の懲役又は三十万円以下の罰金  
に処する。

第二十条 第十七条第一項の規定に  
違反して報告をせず、若しくは虚  
偽の報告をし、又は同項の規定に  
よる検査を拒み、妨げ、若しくは  
忌避した者は、一万円以下の罰金  
に処する。

第二十一条 法人の代表者又は法人  
若しくは人の代理人、使用人その  
他の従業者がその法人又は人の業

務に関し、前二条の違反行為をし  
たときは、行為者を罰するほか、  
その法人又は人に対しても各本条  
の罰金を科する。

附則

1 (施行期日)  
この法律は、昭和三十七年四月  
一日から施行する。ただし、第三  
条、第四条、第七条、第十八条及  
び次項の規定は、公布の日から施  
行する。

2 (農林省設置法の一部改正)  
農林省設置法(昭和二十四年法  
律第五十三号)の一部を次のよ  
うに改正する。

第四十三条第三十六号の二の次に次の  
一号を加える。

三十六の三 畜産物価格安定法  
(昭和三十六年法律第 号)  
に基づき、主要な畜産物につ  
いて需給計画及び基準価格を  
定め、並びに主要な畜産物の  
買入れ及び売渡しを行なうこ  
と。

第十一号第四号の次に次の一号を  
加える。

四の二 主要な畜産物の価格安定  
のための主要な畜産物の買入れ  
及び売渡しに関すること。

第三十四条第一項の表中中央生乳  
取引調停審議会の項の次に次の  
ように加える。

畜産物価格安定審議会—畜産物価  
格安定法の規定によりその権限  
に属せしめられた事項を行なう  
こと。

3 (酪農振興法の一部改正)  
酪農振興法の一部を次のように  
改正する。

目次中「国内産の牛乳及び乳製  
品の消費の増進等に関する措置  
(第二十四条の三・第二十四条の  
四)」を「国内産の牛乳及び乳製  
品の消費の増進に関する措置(第  
二十四条の三)」に、「第二十四  
条の五」を「第二十四条の四」に  
改める。

第三章の二の章名中「増進等」を  
増進に改める。

第二十四条の四を削り、第二十四  
条の五第一項中「第二十四条の  
三」を「及び第二十四条の三」に改  
め、「及び前条第一項の乳製品の保  
管計画の実施」を削り、同条を第二  
十四条の四とする。

昭和三十六年十月二十四日印刷

昭和三十六年十月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局